

11-1 人間の安全保障の推進

政策所管局課（室） 政策課
 評価年月日 平成17年4月

<p>政策の目的</p>	<p>人間の安全保障の概念を普及させ、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献</p>
<p>政策の背景・概要と必要性</p>	<p>【背景】</p> <p>21世紀を迎え、グローバル化が急進する中、国内紛争の国際化、感染症の広まり、難民問題突然の経済危機、貧困問題の拡大、自然災害等、人々を脅かす脅威もまた多様化、深刻化しており、従来からの国家による庇護だけではこうした脅威に対応することが難しくなっている。このような考え方は、国家による安全の確保だけでは人間の安全が十全に確保し得ないとの背景により生まれたものである。</p> <p>【概要】</p> <p>「人間の安全保障」とは、国家の安全保障を補完するものとして、上記の多様な脅威に晒されている人間ひとりひとりに着目し、保護と能力強化を以て人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人づくり、社会づくりを通じて、国づくりを進めようとする考え方である。</p> <p>我が国政府は、「人間の安全保障」の理念を外交の主要な柱として、この理念に基づいた姿勢を国際社会において推進しているが、その理念の内容は、「人間の安全保障委員会」がまとめた報告書"Human Security Now"（邦題「安全保障の今日的課題」）に具現化されている。同報告書の内容については、平成15年2月、小泉総理に報告され、また報告書は、同年5月1日、アナン国連事務総長に提出されている。このように我が国としても「人間の安全保障」の提唱国としてその概念形成に取り組んできた。</p> <p>また、我が国政府は、上記「人間の安全保障」の国際社会に実現するために、国連に設立した「人間の安全保障基金」に対して累積額290億円（約256百万米ドル、17年度の予算26.7億円）を拠出しており、同基金を通じて、これまでに、既に具体的なプロジェクトが世界中で130件以上実施されている他、海外のNGO等に対する支援として「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を実施している（平成17年度予算140億円）。</p> <p>【必要性】</p> <p>「人間の安全保障」の視点は、我が国の主要且つ喫緊の外交課題に取り組むにあたって必要な視点である。例えば、アフリカ支援を見ても、地域紛争、難民、国内避難民、HIV/AIDSを含む感染症及び慢性的な貧困等多様な課題が存在する中で、（イ）こうした課題の多くは国境を跨ぐ複数国を対象としてものであることから国家の枠組みのみに焦点を当てては十分な取り組みが行いえないこと、また、（ロ）こうした課題がいずれも人間一人ひとりの生存、生活、尊厳に対する脅威を構成することから、人々やコミュニティに焦点をあてた取り組みが不可欠である</p> <p>従って、我が国が掲げるアフリカ支援の柱である「平和の定着」や「人間中心の開発」を具体的な実施に移すにあたって、人間の安全保障の視点が必要不可欠となる。</p> <p>この他、昨年末のインド洋津波被害に見られる自然災害の脅威や、世界各地で発生するテロリズムの脅威等を見ても、人間一人ひとりを脅威に晒されている対象として位置づけた取り組みや支援が必要であることから、「人間の安全保障」を我が国の外交政策の基本的な柱の一つとして掲げる必要性は高い。</p>
<p>目的達成のための考え方</p>	<p>「人間の安全保障」の理念を国際社会に普及し、実際の現場で「人間の安全保障」を実現するためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）「人間の安全保障基金」を設立し、同基金の運営を通じ、紛争・感染症といった人間の生存、生活、尊厳に対する様々な脅威から途上国の住民や地域住民を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上に取り組む国際機関のプロジェクトを支援すること、 （2）「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じ、紛争・感染症といった人間の生存、生活、尊厳に対する様々な脅威から途上国の住民や地域住民を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上に取り組むNGO等市民社会のプロジェクトを支援すること、 （3）国際会議、二国間会談等外交のあらゆる場を通じて「人間の安全保障」の理念の普及を推進すること、 （4）シンポジウム、各種媒体等による広報を通じた「人間の安全保障」の考え方の広報をすること、

	が適当であると考えた。																					
外部要因	<p>(1) 国内紛争の国際化、感染症の広まり、難民問題、突然の経済危機、貧困問題の拡大、自然災害等の人々を脅かす脅威は、予想を超えて、多様化、深刻化している。</p> <p>(2) 「人間の安全保障基金」を活用し、脅威の排除に取り組む国際機関の活動が従来の国際機関の活動のみでは対応し切れなくなっており、国際機関間や市民社会等との連携の必要性が高まっている。</p>																					
投入資源	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">予算</th> <th style="width: 35%;">平成15年度</th> <th style="width: 35%;">平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人間の安全保障基金</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> </tr> <tr> <td>草の根・人間の安全保障無償</td> <td style="text-align: center;">15,000</td> <td style="text-align: center;">15,000</td> </tr> <tr> <td>(注) 本省分予算</td> <td></td> <td style="text-align: right;">単位：百万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">人的投入資源 (定員ベース)</th> <th style="width: 35%;">平成15年度</th> <th style="width: 35%;">平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>(注) 本省分職員数</td> <td></td> <td style="text-align: right;">単位：人</td> </tr> </tbody> </table>	予算	平成15年度	平成16年度	人間の安全保障基金	3,000	3,000	草の根・人間の安全保障無償	15,000	15,000	(注) 本省分予算		単位：百万円	人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度		3	4	(注) 本省分職員数		単位：人
予算	平成15年度	平成16年度																				
人間の安全保障基金	3,000	3,000																				
草の根・人間の安全保障無償	15,000	15,000																				
(注) 本省分予算		単位：百万円																				
人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度																				
	3	4																				
(注) 本省分職員数		単位：人																				
政策の評価	<p>【目的達成に照らしての評価の切り口】 人間の安全保障の理念の普及の状況、及びグローバルな問題の解決への貢献度合い。</p>																					
【政策の目的達成状況】	<p>(1) 我が国は、二国間の首脳会談、外相会談等の場、また多国間外交の場において「人間の安全保障」理念の普及に努めて、2003年に、エヴィアン・サミット、バンコクAPEC首脳会議、日・ASEAN首脳会議の採択文書において、「人間の安全保障」が盛り込まれたのに引き続き、昨年は、ESCAP(アジア太平洋経済社会委員会)総会「上海宣言」(4月)、第2回アジア・太平洋HIV/AIDS閣僚会議の閣僚共同宣言(6月、於バンコク)において、サンチャゴAPEC閣僚共同宣言、サンチャゴAPEC首脳宣言(11月)において「人間の安全保障」の文言が盛り込まれた。</p> <p>(2) 平成16年7月7日には、京都国際会館において、緒方JICA理事長やクマロー南ア在国連常駐代表等内外の有識者をパネリストとして迎えて「人間の安全保障と国家安全保障」と題するシンポジウムを、読売新聞およびDaily Yomiuriと共催で開催し、同シンポジウムには、約520名の参加者を得た。</p> <p>(3) 平成16年度中に人間の安全保障基金からの支援が決定した国連機関が実施するプロジェクトの件数は計22件。同合計金額は約27.7百万ドル。(右22件の内訳は次のとおり。アフリカ7件、東アジア6件、アフガニスタン及び中央アジア3件、複数地域にまたがる案件3件、南アジア2件、中南米1件。)具体的な分野としてはコミュニティの農業技術の指導、子供の教育、保健衛生(HIV/エイズ含む)、麻薬等を含む。このうち、シエラレオネやブルンジで実施される農業プロジェクトは、農業技術の指導や農業投入物の供与を行うものであり、右の実施によりポスト・コンフリクト地域におけるコミュニティの復興が進められ、アフリカにおける「平和の定着」の推進につながる事が期待される。</p>																					
【目的と手段の関係の適切性】	<p>「人間の安全保障」の理念と、その現場での実現のためには、引き続き二国間・多国間外交の場における問題提起と広報活動、また「人間の安全保障基金」の適切な運用が必要不可欠なものである。</p> <p>上記の目的達成のための考え方(1)(2)(3)は政策目的に照らし、選択した手段として適切であると言える。</p>																					
分析	<p>「人間の安全保障」の理念を推進する担い手として国家を補完する国連機関とNGOが実施するプロジェクトを支援することは目的達成のための手段として適切であると言える。また、これと並行して、「人間の安全保障」の理念に対する社会各層の理解を増進することも「人間の安全保障」の推進にとって不可欠であるところ、外交交渉を通じた各国政府に対する働きかけや、シンポジウムの開催による一般社会への理念普及という手段は、上記右目的との関係は適切であると言える。</p>																					
【今後の課題】	<p>(1) 「人間の安全保障」の理念については、中南米の一部等に、これを疑問視する国があり、国連</p>																					

等、世界の各国が参加する国際会議に於いて、決議案等が議論される際、「人間の安全保障」がまだ国際社会で定着した概念でないことや、「人間の安全保障」の理念は人道的武力介入の行使に結びつきかねないこと等を理由に当該国が必ず反対するところ、このような反対国を外交的に説得し、同理念を国際的に共有されるものとする必要がある。

(2) 人間の安全保障の広報のためのセミナーを国民に対して行うのみならず、近隣アジア諸国等を対象に行っていくことが必要である。

(3) 平成17年1月に人間の安全保障基金の審査基準及び手続を纏めたガイドラインが改定されたことにより、審査制度が簡素化された。右に伴い、案件申請数の増加が見込まれるところ、今後一層迅速に案件審査を行っていくことが必要であるとともに、実施地域を拡大することにより、「人間の安全保障」の理念をより多くの国や地域で実践していく。

【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)

【一般的な方針】

(1) 引き続き二国間・多国間外交の場において「人間の安全保障」の理念を取り上げていく。

(2) APEC加盟エコノミーを対象としたセミナーを開催する。

(3) 今年度第1四半期の人間の安全保障基金への申請案件数を見極めた上で、来年度の同基金への拠出金の増額の要否を検討する。

【事務事業の扱い】

「人間の安全保障基金」を通じた国際機関のプロジェクトの支援	今のまま継続
「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じたNGO等市民社会のプロジェクトの支援	今のまま継続
国際会議、二国間会談等外交のあらゆる場を通じて「人間の安全保障」の理念の普及の推進	今のまま継続
シンポジウム、各種媒体等による広報を通じた「人間の安全保障」の考え方の広報	今のまま継続

【概算要求、機構・定員要求への反映】

	概算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

第三者の意見

東京大学大学院総合文化研究科 国際社会科学専攻 遠藤 賢 助教授

「人間の安全保障」政策への評価

「人間の安全保障」の理念は、日本の外交政策の柱の一つとして重要な意味を有している。その具体的施策の中で、例えば、国連に拠出され国連機関が実施する「人間の安全保障基金」は、他の国連プロジェクトと連動する形で重要な一翼を担い、国連機関、ならびに裨益者の観点から肯定的に受け入れられる形での成果を上げてきていると評価できる。最近では、「人間の安全」にかかわる問題の緊急性を鑑みる形で、「人間の安全保障基金」対象案件の決定をより迅速に進める工夫が凝らされるようになっており、基金の特徴をより明確化する試みととらえることができる。ただし、この理念についての国際的な共通理解が十分には得られていないこと、あるいは国連が遂行するさまざまな施策が、内容的には「人間の安全保障」の要素を実質的に含む傾向が強まっていることなどの絶えず変化する政策環境の中において、いかに日本の「人間の安全保障」理念と政策の独自性をアピールしつつ(棲み分けをしつつ)、実質的な成果を挙げていくかについての方向性を見極めることが今後の課題と考えられる。

評価総括組織のコメント

- ・ わが国が提唱している「人間の安全保障」の概念の普及と、そのためのプロジェクトの実施において着実な進展が図られている。
- ・ 目的の性格上、達成度を測る適切な指標の設定は困難であるが、目的達成に照らしての評価の切り口に沿って成果を意識した実績が説明されている。第三者に評価のコメントを求め政策の課題を明らかにする努力がなされている。
- ・ 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性は、概ね妥当である。
- ・ 17年度の重点外交政策である。
- ・ 18年度の重点外交政策である。

事務事業の評価

事務事業名	「人間の安全保障基金」を設立し、同基金の運営を通じ、紛争・感染症といった人間の生存、生活、尊厳に対する様々な脅威から途上国の住民や地域住民を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上に取り組む国際機関のプロジェクトの支援	
事業の内容及び必要性	人間の安全保障は、我が国がリーダーシップを発揮して打ち出している21世紀にふさわしい理念であり「人間の安全保障基金」の実施国や国際機関から高い評価を得ている。日本政府として、引き続き人間の安全保障分野で指導力を発揮し、国際協力等の分野において我が国の発言権を確保し、リードすることが重要。	
具体的成果	平成16年度中に人間の安全保障基金からの支援が決定した国連機関が実施するプロジェクトの件数は計22件。同合計金額は約27.7百万ドル。(右22件の内訳は次のとおり。アフリカ7件、東アジア6件、アフガニスタン及び中央アジア3件、複数地域にまたがる案件3件、南アジア2件、中南米1件。) 具体的な分野としてはコミュニティの農業技術の指導、子供の教育、保健衛生(HIV/エイズ含む)、麻薬等を含む。このうち、シエラレオネやブルンジで実施される農業プロジェクトは、農業技術の指導や農業投入物の供与を行うものであり、右の実施によりポスト・コンフリクト地域におけるコミュニティの復興が進められ、アフリカにおける「平和の定着」の推進につながる事が期待される。	
総合的評価	結果	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 (具体的対応方針：)
	理由	現行の活動は適切に実施されていると認識している。

事務事業の評価

事務事業名	「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じ、紛争・感染症といった人間の生存、生活、尊厳に対する様々な脅威から途上国の住民や地域住民を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上に取り組むNGO等市民社会のプロジェクトの支援	
事業の内容及び必要性	人間の安全保障は、我が国がリーダーシップを発揮して打ち出している21世紀にふさわしい理念でありきめ細かく迅速な援助である「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の実施国や関係NGOから高い評価を得ている。日本政府として、引き続き人間の安全保障分野で指導力を発揮し、国際協力等の分野において我が国の発言権を確保し、リードすることが重要。	
具体的成果	平成16年度に「草の根・人間の安全保障無償資金協力」で支援した実施案件数は1306件。同合計金額は約128億円に上っている。平成16年度ではイラク及びアフガニスタンの復興支援の実績が大きく、こうした紛争後の地域をはじめ、各地域において「人間の安全保障」の考え方に沿い、着実に草の根レベルの個人やコミュニティが自立するための能力向上に取り組んでいる。このような支援は、多くの途上国において、草の根レベルに直接裨益するきめ細かい援助として、各方面から高い評価を得ている。	
総合的評価	結果	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 (具体的対応方針：)
	理由	現行の活動は適切に実施されていると認識している。

事務事業の評価

事務事業名	国際会議、二国間会談等外交のあらゆる場を通じて「人間の安全保障」の理念の普及の推進	
事業の内容及び必要性	人間の安全保障については、我が国の考え方とは別の立場を取る国（例えば「人間の安全保障ネットワーク」諸国）や、人間の安全保障の考え方に慎重な立場を取る国々もあり、国際社会においてまだ完全に普及したとはいえないのが現状であり、我が国外交の柱の一つである人間の安全保障の推進には、日本政府として重点的に取り組むことが必要。	
具体的成果	「人間の安全保障」の理念については、一部に反対・留保をする国があるが、我が国が二国間の首脳会談、外相会談等の場、また多国間外交の場において「人間の安全保障」理念の普及に努めてきた結果、2003年に、エヴィアン・サミット、バンコクAPEC首脳会議、日・ASEAN首脳会議の採択文書において、「人間の安全保障」が盛り込まれたのに引き続き、昨年は、ESCAP（アジア太平洋経済社会委員会）総会「上海宣言」（4月）第2回アジア・太平洋HIV/AIDS閣僚会議の閣僚共同宣言（6月、於バンコク）において、サンチャゴAPEC閣僚共同宣言、サンチャゴAPEC首脳宣言（11月）において「人間の安全保障」の文言が盛り込まれる等、その普及は着実に進展している。	
総合的評価	結果	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 (具体的対応方針：)
	理由	現行の活動は適切に実施されていると認識している。

事務事業の評価

事務事業名	シンポジウム、各種媒体等による広報を通じた「人間の安全保障」の考え方の広報	
事業の内容及び必要性	「人間の安全保障」の理念に対する国内社会各層の理解を増進することも「人間の安全保障」の推進にとって不可欠。	
具体的成果	平成16年7月には、7月7日、京都国際会館において、緒方JICA理事長やクマロー南ア在国連常駐代表等内外の有識者をパネリストとして迎えて「人間の安全保障と国家安全保障」と題するシンポジウムを、読売新聞およびDaily Yomiuriと共催で開催し、同シンポジウムには、約520名の参加者を得た。	
総合的評価	結果	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 (具体的対応方針：)
	理由	現行の活動は適切に実施されていると認識している。

【参考資料】

パンフレット「人間の安全保障基金 21世紀を人間中心の世紀とするために」(外務省国際社会協力部政策課)
「安全保障の今日的課題」(人間の安全保障委員会報告書 朝日新聞社)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。

1 1 - 2 国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組

政策所管局課（室） 専門機関課

評価年月日 平成17年6月

<p>政策の目的</p>	<p>世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）への拠出、最高意思決定機関である理事会への積極的関与を通じ、途上各国の三大感染症対策を支援</p>
<p>政策の背景・概要と必要性</p>	<p>【背景】</p> <p>(1) 世界の三大感染症といわれるエイズ、結核、マラリアの蔓延により、アフリカ、アジア等の途上国を中心に毎年 600 万人の生命が奪われており、エイズだけでも現在の感染者数は世界で 4000 万人前後に達し、特に近年はアジア地域において急速に感染が拡大している（平成 16 年 UNAIDS、WHO 年次報告）。これらの感染症の大規模な蔓延は人道上的問題であるばかりではなく、途上国の就労人口の維持や将来の国造りを担う青少年の育成をも危うくする深刻な影響を及ぼしており、途上国の経済・社会開発への重大な脅威となっている。</p> <p>(2) このような現状に対し従来から国際社会は、二国間、多数国間の様々な援助枠組みを通じて途上国への対策支援を実施してきたが、結核はアジアを中心に、マラリアはアフリカを中心に依然として感染拡大が続いている。エイズについては、サハラ以南アフリカのみならず今や中国、インド、インドネシア等のアジア地域への感染拡大が深刻に懸念される。</p> <p>(3) これらの感染症の予防、治療、ケアについては、エイズ治療を含めて有効な対策が技術的に利用可能となっているが、こうした対策支援を有効に実施するためのリソース（資金、人材）が大幅に不足していることから、途上国における予防等の対策を改善・拡充していく余地は極めて大きい。</p> <p>(4) 三大感染症の蔓延に対し、平成 12 年の G 8 九州沖縄サミットでは地球規模の感染症対策の強化が緊急の開発課題であるとの認識の下、途上国の感染症対策を支援するためのリソースの動員増強の必要性が謳われた。その後の G 8 サミット・プロセス、国連エイズ特別総会（平成 13 年 6 月）等での議論を経て、日本、米国等の主要国の主導により、エイズ、結核、マラリアの予防、治療、ケアについて途上国の取組を支援する新たな資金供与機関として「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」が平成 14 年 1 月、スイスのジュネーブに設置されることとなった。</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 世界エイズ・結核・マラリア対策基金への資金拠出を通じ、途上国の三大感染症対策プロジェクトに資金支援を行う。</p> <p>(2) 三大感染症対策プロジェクトの実施に不可欠な途上国の人的、物的保健衛生インフラを整備する。</p> <p>(3) 世界基金の最高意思決定機関である理事会において理事国として積極的に関し、世界基金の運営・管理に我が国の立場を反映させていく。</p> <p>【必要性】</p> <p>(1) 上記、【背景】から明らかなように、地球規模における三大感染症は特に途上諸国に蔓延しており、これに緊急に対策を講ずることは人道上の責務であるのみならず、途上国経済・社会開発の基礎をなす人的資源を保護することともなる。</p> <p>(2) 途上国の三大感染症対策を行うことは、ひいては我が国国民の健康保護ともなる。</p> <p>(3) 三大感染症に対して大規模な対策を行うことの必要性は、国際社会のコンセンサスとなっている。</p>
<p>目的達成のための考え方</p>	<p>地球的規模における三大感染症の予防、感染者の治療、ケアに大規模な介入を行って三大感染症の拡大を阻止し、減少させることによって感染者の生命・健康を守り、もって途上国の経済・社会開発に寄与する。この目的達成のため、世界エイズ・結核・マラリア対策基金を通じて次の施策を行う。</p> <p>(1) 途上諸国の三大感染症対策案件への資金支援、案件実施。</p> <p>(2) 上記 1 . のプロセスにおける途上国の保健医療インフラの拡充</p>
<p>外部要因</p>	<p>(1) 世界エイズ・結核・マラリア対策基金は途上各国の三大感染症対策案件に資金を供与する資金機関。実際の感染症対策の進捗は途上国の保健衛生インフラの充実度、案件実施能力、援助吸収能力に依存する。</p> <p>(2) 途上国への資金の供与はドナーの資金拠出の多寡に大きく依存。</p>

<p>投入資源</p>	<table border="1" data-bbox="464 152 1318 230"> <tr> <td rowspan="2">予算</td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 本省分予算 単位：百万円 世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金 H15年度：154億8660万円 H16年度：109億3200万円</p> <table border="1" data-bbox="464 383 1318 461"> <tr> <td rowspan="2">人的投入資源 (定員ベース)</td> <td>平成15年度</td> <td>平成16年度</td> </tr> <tr> <td>2.2</td> <td>2.2</td> </tr> </table> <p>(注) 本省分職員数 単位：人</p>	予算	平成15年度	平成16年度			人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度	2.2	2.2
予算	平成15年度		平成16年度								
人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度									
	2.2	2.2									
<p>政策の評価</p> <p>【政策の目的達成状況】</p>	<p>【目的達成に照しての評価の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界エイズ・結核・マラリア対策基金によって支援される案件の早期実現と案件実施による具体的成果 資金活用の効率性 <p>(1) 世界エイズ・結核・マラリア対策基金によって支援される案件の早期実現と案件実施による具体的成果</p> <p>平成14年4月の第1次支援案件から平成16年6月までの2年余で、既に4回の案件公募・承認が行われた。具体的には130ヶ国の約300案件に対し30億ドルの案件承認が理事会に於いてなされた。平成15年1月から平成16年12月までの実績は以下のとおりであり、案件が早期に実現され、案件実施による具体的成果があり、途上国の三大感染症対策の支援となった。</p> <p>(注) ()内はこれら案件が計画どおりに5年間にわたって実施された場合に期待されるインパクト。</p> <p>(イ) エイズ対策 アフリカのエイズ患者13万人に抗エイズ薬を配布(160万人以上) 予防面で は100万人に自発的カウンセリングと感染検査を実施(5200万人以上)。</p> <p>(ロ) 結核対策 38.5万人の新規感染を診断して治療を提供(350万人)。</p> <p>(ハ) マラリア対策 耐性マラリアの治療に必要な混合薬剤(ACT)を30万人に配布(1億4500万人) 予防に不可欠な135万帳の防虫加工蚊帳を配付(1億800万帳)。</p> <p>(2) 資金活用の効率性</p> <p>世界基金の援助受け入れ側の開発途上国は、世界基金の支援案件実施に必要な財・サービス調達に際しては、国際競争入札を義務付けられ、更に各国の調達単価はHP上で公開されることとしたため、平成16年度の入札では、妥当な購入価格が確保された。これにより、途上国の三大感染症対策の効率的な支援が可能となった。</p> <p>(参考)</p> <p>世界基金においては次のとおり「事業の進捗に応じた資金供与」(Performance based Funding)の原則が徹底して実施される仕組みとなっており、資金使用の適正が制度的に確保されている。</p> <p>(イ) 世界基金は通常5年間のプロジェクトのうち、まずは最初の2年間に限定して資金を供与し、残りの3年間の所要資金については、対策の成功の度合いに応じてこれを供与する(但し、現在既に実施中のARV等の投薬コンポーネントについては、限定的に資金供与を継続する)</p> <p>(ロ) 案件の実施期間においては、主要資金受領者(Grant Agreementの一方の当事者)が四半期毎に世界基金事務局に対して事業進捗状況を報告し、これに基づいて必要な資金が供与される。</p>										
<p>【目的と手段の関係の適切性】</p>	<p>三大感染症対策には中・長期的に大規模な資金を投下し、疾病の治療・予防・ケアを行うと共に、対策を有効に講じるに必要な途上諸国の人的・物的医療保健インフラを整備する必要がある。</p>										

次の諸点より、上記の目的を達成する上で世界基金は適切な手段と考えられる。

(1) 世界基金は三大感染症対策に迅速かつ効率的に資金支援を行うことを目的に設立され、事実、これを制度的に確保する仕組みが備わっている。

(2) 感染症対策にはプロジェクトの立案段階から実施・評価段階に至るまで、対策の対象者としての感染者代表等の関与を必要とするとの理念が貫かれている。理事会には途上国政府、感染者代表、NGO 代表が投票権を行使し、最高意思決定に関与する。このような仕組みにより、プロジェクトの信頼性（レジティマシー）が高まり、円滑にプロジェクトを実施しやすくなる。

(分析)
 三大感染症の趨勢
 感染者数を時間の関数とした場合、感染拡大は指数曲線を描いて上昇するところ、世界基金による対策の成果を客観的に評価する評価システムの開発が重要（現在、世界基金において作業中）

【今後の課題と対応方針】

- (1) 拠出金増額、基金理事会での発言力の更なる強化、政策実施体制（官民パートナーシップなど）の強化を図る。
- (2) 世界基金への取り組みについては次の点を踏まえる。
- (イ) 基金理事会・各種委員会での協議実施 合理化と効率化推進
 - (ロ) 途上国インフラ拡充 関係諸国際機関との連携強化
 - (ハ) 日本支援委員会の強化と米・欧州の支援委員会との交流強化

【政策への反映】
（予算、機構・定員要求への反映）

【一般的な方針】

(1) 2005年は7月のグレンイーグルスサミット開催、9月のMDGs 中間会合、並びに世界基金の資金補充会合等の国際会議開催の中で、エイズ等の感染症対策は各国首脳レベルの緊急且つ重要課題となっており、またG8 諸国が世界基金への拠出誓約を大幅に増加させていること、平成18年度外務省の重点外交政策である地球規模問題への取り組みの一環としての感染症対策として世界基金を重視していくとの観点から、「世界基金の生みの親」である我が国としては、今後他のG8 諸国と共同歩調をとりつつ、次年度拠出金の増額を実現しつつ、世界基金の運営・管理に更なるイニシアティブを発揮し、また近い将来アジアにおけるエイズの感染爆発の危機に対処していくために、世界基金を利用しつつ、国民への啓発を図っていく。

このために、アジアを代表する我が国としては、世界基金への拠出増加、世界基金事務局邦人職員の増加を図りつつ、本省における世界基金担当官の増員を図っていく。

(2) 世界基金の合理化と効率化のために、各種委員会（財政・監査委、政策・戦略委及びポートフォリオ委：年9回開催）において、財政規律の遵守、事務局スタッフ増員の歯止め、資金拠出の迅速化、現場レベルでの援助調整の促進化等につき具体的に提言を行い、理事会の場において合意形成を図っていく。

(3) 日本支援委員会の強化と米・欧州支援委員会との交流強化については、議員交流、シンポジウムの開催を通じた施策を具体化していく。

(4) 世界基金事務局への邦人職員増員については、事務局長に積極的に働きかけを実施していく。

【事務事業の扱い】
 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）への拠出、最高意思決定機 内容の見直し
 関である理事会への積極的関与を通じた途上国の感染症対策への支援

【概算要求、機構・定員要求への反映】

	概算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

第三者の意見

世界基金支援日本委員会（財）日本国際交流センター
チーフ・プログラム・オフィサー 伊藤 聡子
 日本政府の世界エイズ・結核・マラリア対策基金に対する貢献についての評価

政府開発援助の全体的な減少傾向の中にあって、日本政府の世界エイズ・結核・マラリア対策基

	<p>金に対するこれまでの拠出額は3億2700万ドルにのぼること、さらに2005年度以降も新たに追加拠出を検討中とのことであり、政府が世界の感染症対策に果たしている世界基金の重大な役割を認め高いプライオリティをおいていることの証左と思われる。資金的な貢献以外にも、理事として、また基金事務局の幹部として、日本政府関係者が世界基金の運営に非常に重要な役割を果たしていることに対しても高く評価したい。</p> <p>一方、日本政府の二国間援助における感染症対策と世界基金の資金供与との間の連携は必ずしも十分ではない。開発途上国内に設立されている世界基金の国別調整メカニズム（CCM）に日本の援助実施機関がより実質的に関わるなど連携を進めることによって、日本総体として世界の感染症対策への取り組みを深化させることが期待される。</p>
<p>評価総括組織のコメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金に対するわが国の拠出や効率的支援に向けた各種取組を通じて、途上国の三大感染症対策支援が進展している。 ・ 評価においては、基金による感染症対策への効果及び調達価格の公表による効率性について説明がなされているが、資金拠出の意義が中心となっており、その他の政策評価はなされていない。第三者のコメントにより、課題が明確になっている。 ・ 今後の課題は明確であるが、拠出額の適否につきよく見直す必要があり、また、拠出以外のわが国の政策の方向性をより充実させる余地がある。 ・ 17年度の重点外交政策である。 ・ 18年度の重点外交政策である。

事務事業の評価

事務事業名	世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）への拠出、最高意思決定機関である理事会への積極的関与を通じた途上国の感染症対策への支援。				
施策の内容及び必要性	我が国は平成16年度、9,760万ドルの拠出を3大感染症対策のために世界基金に対して行った。この拠出は地球規模における三大感染症対策を資金面で推進し、感染者の生命・健康を守り、ひいては途上各国の経済・社会開発を人的資源の観点から支援する効果をもたらす				
具体的成果（有効性）	<p>我が国の施策は次の観点より事業目的に有効であった。</p> <p>(1) 平成16年6月28日、ジュネーブで開催された第8回理事会において、概要次の案件承認が行われた。この案件実施により、地球規模における三大感染症対策が強化されることとなる。</p> <p>承認額：6億6800万ドル（5年間のプロジェクト中、最初の2年間について資金供与を承認）</p> <p>対象：50カ国における69プロジェクト</p> <p>期待される効果（5年間プロジェクトが実施された場合）：</p> <p>新たに93万2千人にARV供与</p> <p>新たに1億2千280万人に新薬によるマラリア治療供与</p> <p>新たに4400万人に蚊帳供与</p> <p>(2) 平成15年1月～平成16年12月までの実績</p> <p>(イ) エイズ対策</p> <p>アフリカのエイズ患者13万人に抗エイズ薬を配布</p> <p>予防面では100万人に自発的カウンセリングと感染検査を実施。</p> <p>(ロ) 結核対策</p> <p>38.5万人の新規感染を診断して治療を提供。</p> <p>(ハ) マラリア対策</p> <p>耐性マラリアの治療に必要な混合薬剤(ACT)を30万人に配布</p> <p>予防に不可欠な135万帳の防虫加工蚊帳を配付</p> <p>(3) 資金活用の効率性</p> <p>世界基金の援助受け入れ側の開発途上国は、世界基金の支援案件実施に必要な財・サービス調達に際しては、国際競争入札を義務付けられ、更に各国の調達単価はHP上で公開されることとしたため、平成16年度の入札では、妥当な購入価格が確保された。これにより、途上国の三大感染症対策の効率的な支援が可能となった。</p>				
総合的評価	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="296 1261 339 1491">結果</td> <td data-bbox="339 1261 1458 1491"> <p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：今後2年間で71億ドルの資金需要が見込まれる中で、拠出金を大幅に増加することが要請されているところ（仏は2006年3.5億ドル、2007年4.3億ドルに増加。英国は2006年誓約を倍増（1.8億ドル）、独は2007年まで3.76億ドル拠出）、我が国としても6月30日、小泉総理より、世界基金に対して「当面5億ドル」の拠出を行う旨表明したところ、今後、拠出金全体としてのより効果的な活用における位置づけについて検討していく。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1491 339 1673">理由</td> <td data-bbox="339 1491 1458 1673"> <p>(1) 地球的規模における感染症対策は長期間にわたる持続的取り組みを必要とする。途中で対策の規模を縮小することは、HIV/AIDSのARV（抗レトロ・ウイルス治療）加療者については死亡、結核、マラリアについては耐性菌の発生を意味する。</p> <p>(2) 人間の安全保障を提唱し推進する我が国としては、三大感染症対策に向けた世界基金の事業を更に支援するため。</p> </td> </tr> </table>	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：今後2年間で71億ドルの資金需要が見込まれる中で、拠出金を大幅に増加することが要請されているところ（仏は2006年3.5億ドル、2007年4.3億ドルに増加。英国は2006年誓約を倍増（1.8億ドル）、独は2007年まで3.76億ドル拠出）、我が国としても6月30日、小泉総理より、世界基金に対して「当面5億ドル」の拠出を行う旨表明したところ、今後、拠出金全体としてのより効果的な活用における位置づけについて検討していく。）</p>	理由	<p>(1) 地球的規模における感染症対策は長期間にわたる持続的取り組みを必要とする。途中で対策の規模を縮小することは、HIV/AIDSのARV（抗レトロ・ウイルス治療）加療者については死亡、結核、マラリアについては耐性菌の発生を意味する。</p> <p>(2) 人間の安全保障を提唱し推進する我が国としては、三大感染症対策に向けた世界基金の事業を更に支援するため。</p>
結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：今後2年間で71億ドルの資金需要が見込まれる中で、拠出金を大幅に増加することが要請されているところ（仏は2006年3.5億ドル、2007年4.3億ドルに増加。英国は2006年誓約を倍増（1.8億ドル）、独は2007年まで3.76億ドル拠出）、我が国としても6月30日、小泉総理より、世界基金に対して「当面5億ドル」の拠出を行う旨表明したところ、今後、拠出金全体としてのより効果的な活用における位置づけについて検討していく。）</p>				
理由	<p>(1) 地球的規模における感染症対策は長期間にわたる持続的取り組みを必要とする。途中で対策の規模を縮小することは、HIV/AIDSのARV（抗レトロ・ウイルス治療）加療者については死亡、結核、マラリアについては耐性菌の発生を意味する。</p> <p>(2) 人間の安全保障を提唱し推進する我が国としては、三大感染症対策に向けた世界基金の事業を更に支援するため。</p>				

【参考資料】

(1) 邦字紙報道

世界基金に言及した記事

- 「世界基金の支援委設立」 平成16年6月16日 共同通信記事情報
- 「世界基金 活動支援する日本委員会が発足」 平成16年6月17日 株式会社じほう
- 「世界エイズ基金 提唱国らしい役割果たせ」 平成16年6月19日 産経新聞 朝刊「対岸の火事じゃない」 平成16年6月29日 朝日新聞 夕刊 P3
- 「エイズ治療薬どう提供」 平成16年7月17日 読売新聞 朝刊 P2
- 「危機はアジアに迫る」 平成16年7月17日 朝日新聞 朝刊 P8
- 「アフリカ エイズ孤児 1210万人」 平成16年7月18日 朝日新聞 朝刊 P1
- 「新感染症時代 111 治療に必要なものは何か」 平成16年7月19日 産経新聞 朝刊 P7
- 「途上国のエイズ」 平成16年7月21日 読売新聞 P15
- 「国際エイズ会議 米の単独主義、再び」 平成16年7月28日 朝日新聞朝刊 P11

エイズ・マラリア・結核への対処に言及した記事

- 「世界エイズ基金 提唱国らしい役割果たせ」 平成16年6月19日 産経新聞 朝刊
- 「新感染症時代 108 闘いは毎日、続いている」 平成16年6月21日 産経新聞 朝刊
- 「感染防止すべての人に」 平成16年7月12日 産経新聞 朝刊
- 「指導者に行動責任」 国際エイズ会議が声明」 平成16年 7月17日 毎日新聞 朝刊 P3
- 「危機はアジアに迫る」 平成16年7月17日 朝日新聞 朝刊 P8
- 「エイズ治療薬どう提供」 平成16年7月17日 読売新聞 朝刊 P2
- 「アフリカ エイズ孤児 1210万人」 平成16年7月18日 朝日新聞 朝刊 P1
- 「新感染症時代 111 治療に必要なものは何か」 平成16年7月19日 産経新聞 朝刊
- 「見えない戦争 ザンビアのエイズ 不十分な検査や治療」 平成16年7月23日 毎日新聞朝刊 P26
- 「見えない戦争 ザンビアのエイズ 拡大家族も危機」 平成16年7月24日 毎日新聞 朝刊 P30
- 「見えない戦争 ザンビアのエイズ 国境で男を待つ女」 平成16年7月26日 毎日新聞 朝刊 P26
- 「アフリカ支援強化」 平成16年7月26日 日経新聞 夕刊 P2
- 「感染者と共闘 タイの予防策」 平成16年7月27日 朝日新聞 朝刊 P33
- 「新感染症時代 113 ボランティアも兵士も待機した」 平成16年8月2日 山系新聞 朝刊 P8
- 「HIV感染 各国連携で拡大防止を」 平成16年8月4日 読売新聞 朝刊 P12
- 「新感染症時代 114 対象を明確に定めて成功」 平成16年8月23日 産経新聞 朝刊 P5
- 「韓国 TV通じ“意識改革”へ タイ・コンドーム徹底運動が効果」 平成16年9月15日 東京新聞 夕刊 P8
- 「新感染症時代 120 戦略的投資の側面持つ二国間援助」 平成16年10月18日 産経新聞朝刊 P11
- 「一声で一億円」 平成17年1月30日 朝日新聞 朝刊 P4
- 「ダボス会議 アフリカ救援を論議」 平成17年1月31日 朝日新聞 朝刊 P5

その他インターネット報道多数

(2) 世界基金資料

世界基金理事会資料 GF/B8

世界基金資料：Annual Report 2003

A Force for Change, The Global Fund at 30 Months

(3) その他資料

UNAIDS 年次報告 (2004年版、英文)

WHO, Global defence against the infectious Disease threat (2003年版、英文)

Resource Needs for HIV/AIDS, Science Magazine, 29 June, 2001

外務省「平成15年度 ODA 白書」

外務省「平成15年度外交青書」

11-3 国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進

政策所管局課 人権人道課

評価年月日 平成17年4月

<p>政策の目的</p>	<p>国際社会における人権の保護・促進</p>																														
<p>政策の背景・概要と必要性</p>	<p>【背景】 人権は、すべての人間が生まれながらに等しく有している基本的権利である。国連憲章第1条は「人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて国際協力を達成すること」を目的の一つとして掲げている。人権及び基本的自由の促進・保護は国際社会共通の課題であり、国連総会や人権委員会などの国際フォーラムでの議論、世界人権宣言や国際人権規約等の国際規範により、国際的な人権保障の取組みが進められている。世界各地では依然として、差別、虐待等の人権侵害が見られるが、人権問題は、各国の純然たる国内問題にとどまらず、国際社会の正当な関心事項である。</p> <p>【概要】 我が国は、国際フォーラムでの議論や特定国との直接対話の他、人権に関連する各種国連基金の活動の支援などを行い、国際社会における人権の保護・促進を図っている。</p> <p>【必要性】 人権といった基本的権利を国際社会において保護・促進する政策を行うことは、国際社会の一員として当然の責務であり、このような人権分野での国際協力は、我が国の国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。</p>																														
<p>目的達成のための考え方</p>	<p>(1) 人権の保護・促進にあたっては、世界各国それぞれが、異なる文化的・歴史的・宗教的な或いは経済的社会的な状況にある以上、一律の特効薬的な手段・施策はない。その一方で、普遍的価値を有する人権概念を没却することなく、国際的に推進していくことは我が国をはじめとする国連加盟国の責務である。従って、この要請を満たすために我が国としては、各国と人権に関する二国間での対話・協議を行い、相互理解を進めること、また、国際的な人権規範の確立を目指すために、人権に関する国際フォーラムへ積極的に参加していくこと等、貢献を行う必要がある。</p> <p>(2) 国際的な人権保障の取組に対しては、前述の国際フォーラムや二国間対話といった手段以外にも、人権保護・促進のために活動する国連人権関係の諸機関・基金による、例えば、児童、女性、障害者等、社会的弱者を対象とした国家の枠組みを超えた国際社会全体を対象とした活動がある。我が国としても、こうした人権に関連する各種の国連基金の活動を行う際に不可欠な拠出を行い、人権の保護・促進のための支援を行っていく必要がある。</p> <p>(3) 内外における人権についての理解を深め、意識向上を通じた人権の保護・促進のために、各種周知・啓発活動が必要である。</p> <p>(4) 国際社会における重大な人権侵害である人身取引や薬物問題等に対処するためには、各国における対策と並行し、国際社会における対策を実施する必要がある、このような観点からの総合的な国際組織犯罪対策が必要である。</p>																														
<p>外部要因</p>	<p>(1) 各国の歴史、宗教、経済等含む国内事情がそれぞれ異なるため、国際社会における人権についての意見や価値観の相違が見られる。</p> <p>(2) 各国国内の政治、経済等の事情が、人権に関する外交政策に大きな影響を与える。</p>																														
<p>投入資源</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">平成15年度</th> <th style="width: 35%;">平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">予算</td> <td style="text-align: center;">38.0</td> <td style="text-align: center;">40.0</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">(注) 本省分予算 単位：百万円</td> </tr> <tr> <td>国際機関等拠出金</td> <td style="text-align: center;">3,123</td> <td style="text-align: center;">2,807</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">(主な内訳)</td> </tr> <tr> <td>国連児童基金(UNICEF)</td> <td style="text-align: center;">2,965</td> <td style="text-align: center;">2,673</td> </tr> <tr> <td>国連婦人開発基金(UNIFEM)</td> <td style="text-align: center;">99</td> <td style="text-align: center;">90</td> </tr> <tr> <td>UNIFEM 暴力撤廃信託金</td> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人的投入資源 (定員ベース)</td> <td style="text-align: center;">平成15年度 19</td> <td style="text-align: center;">平成16年度 21</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">(注) 本省分職員数 単位：人</td> </tr> </tbody> </table>		平成15年度	平成16年度	予算	38.0	40.0	(注) 本省分予算 単位：百万円			国際機関等拠出金	3,123	2,807	(主な内訳)			国連児童基金(UNICEF)	2,965	2,673	国連婦人開発基金(UNIFEM)	99	90	UNIFEM 暴力撤廃信託金	28	20	人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度 19	平成16年度 21	(注) 本省分職員数 単位：人		
	平成15年度	平成16年度																													
予算	38.0	40.0																													
(注) 本省分予算 単位：百万円																															
国際機関等拠出金	3,123	2,807																													
(主な内訳)																															
国連児童基金(UNICEF)	2,965	2,673																													
国連婦人開発基金(UNIFEM)	99	90																													
UNIFEM 暴力撤廃信託金	28	20																													
人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度 19	平成16年度 21																													
(注) 本省分職員数 単位：人																															

<p>政策の評価</p> <p>【政策の目的達成状況】</p>	<p>【目的達成に照らしての評価の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際社会における人権の保護・促進の進捗状況 我が国の国際社会における議論への参加および貢献状況 <p>(1) 各国の意見や価値観の相違が顕著に見られる人権分野について、我が国は国連総会第3委員会や人権委員会等の国際フォーラムにおける議論に積極的に参加した。第61回人権委員会において、我が国がEUとともに共同提出した拉致問題の解決等を含む「北朝鮮の人権状況」決議が採択されたことにより、北朝鮮の人権状況について国際社会の関心をさらに高めることができた。また、我が国が主提案国となった「カンボジアの人権状況」決議については、カンボジアにおける人権保護・促進を目指すため、先方政府と人権対話を行い、決議に反映させ、コンセンサス採択に持ち込んだ。これらの国際フォーラムにおける議論は、世界各地の人権状況の改善の一助となるものである。</p> <p>(2) 国連における障害者権利条約の作成交渉においては、NGOと緊密に協力しつつ、我が国は議論を積極的に主導し、本条約が望ましい形で早期に国際社会の幅広い合意が得られるよう貢献した。</p> <p>(3) サウジアラビア、イランとの二国間人権対話においては、イスラムの尊重と女性の権利、法の支配等の人権問題について意見交換を行い（特にイランについては、法制度強化のためのイラン人法曹関係者を対象とする研修を実施した）、人権分野における友好協力関係の一層の強化を図った。</p> <p>(4) 我が国は、国連児童基金、国連女性関係基金、国連人権高等弁務官事務所、国連社会問題基金を含む人権に関連する各種の国連基金に拠出を行っている。約27億円の拠出先である国連児童基金は、児童の権利の保護のために世界各地で精力的に活動を行っている。平成16年度は、ダルフル地方、スマトラ沖大地震等における支援等が注目された。我が国の拠出先であるこれら各種組織・基金の活動は、国際社会において高く評価されており、国際社会における人権の保護・促進に資するものである。</p> <p>(5) 国際法模擬裁判及び国際人道法シンポジウムには、一般から多くの聴衆が来場し、人権・人道法の知識を啓発するとともに、それらについての理解を深めることができた。</p> <p>(6) 女性や児童に対する重大な人権侵害である人身取引については、平成16年4月に内閣官房に設置された関係省庁連絡会議の枠組みの下で議論が進められ、12月に人身取引対策行動計画が策定された。また、人身取引議定書・密入国議定書については締結について承認を求めるため、平成17年2月に国会に提出した。</p>
<p>【目的と手段の関係の適切性】</p>	<p>国際社会における人権の保護・促進に向けて、我が国は中長期的な視点をもって様々な角度から取り組む必要がある。国際フォーラムにおける多国間の議論への参加、二国間人権対話、国連への拠出、人権関連分野でのセミナーの実施による啓発活動等の施策は、我が国が本分野における国際協力を行うために不可欠な手段である。</p> <p>分析 人権の保護・促進という目的について、その達成度を定量的に表すことは困難である。また、各種施策の成果についての評価は、中長期的な視点を必要とする点に留意する必要がある。</p>
<p>【今後の課題】</p>	<p>人権の保護・促進に向けた取組は中長期的な視点からなされるべきであるとの認識のもと、昨年度同様、次年度以降も上記施策に継続して取り組むべきである。また、国際フォーラムについては、その実効性及び効率性を増す観点から、改革が必要であるとの議論が行われている。</p>
<p>【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)</p>	<p>【一般的な方針】</p> <p>今年度を実施した施策の評価を踏まえ、国際社会における人権の保護・促進に向けた取組をさらに拡充すべきである。次年度以降は、特に、マルチの枠組みにおける人権分野の議論に積極的に参加するとともに、人権に関連する各種国連基金への拠出を増額することによって、人権分野における国際協力を促進する。</p>

【事務事業の扱い】

国連総会、人権委員会等、マルチの枠組みにおける人権分野の議論への積極的 参画	今のまま継続
イラン、サウジアラビア等の二国間での人権対話の実施	今のまま継続
人権に関連する各種国連基金への拠出	内容の見直し
人権関連分野でのセミナーの実施	今のまま継続
国際的な組織犯罪対策のための取組	今のまま継続

【概算要求、機構・定員要求への反映】

	概算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

第三者の意見

同志社大学 法学部 安藤仁介教授

(1) マルチの枠組みにおける議論への積極的参加

この点について、たとえば障害者権利条約作成交渉への積極的評価は評価できる。また、総会第3委員会における議論への参加もそれなりに評価できよう。ただし、後者については、我が国に直接関係する「北朝鮮の人権状況」決議以外の取り組みについて、より具体的な説明が必要である。また、日本の取り組みが具体的にどのような成果を生み出したのか、生み出さなかったのか、をより詳細に説明すべきである。なお、下記（総論）を参照のこと。

(2) 二国間での人権対話

「人権状況に深刻な問題がある」国家として、平成16年度にサウジアラビア、イラン、ミャンマーが挙げられているが、これ以外にも、問題のある国家は少なくなく、しかも人権は日常的問題であるので、そうした国家に対する継続的な働きかけが不可欠である（具体例としてカンボジアが挙げられているが）。また、ミャンマーやカンボジアについても、具体的に日本がどのように働きかけ、それがどのような成果を生み出したのか、生み出さなかったのか、その原因は何かなど、より詳細な説明が必要であろう。したがって、評価は、「今のまま継続」ではなく、「拡充強化」とすべきであろう。もちろん、その場合に、英国やフランスのようなアジア、アフリカ途上国の旧宗主国と違った、日本独自のスタンスを活用すべきであり、この点についても、下記（総論）を参照のこと。

(3) 人権関係国連基金への拠出

国家予算の一律削減という厳しい状況下で、日本の拠出額が低下傾向にあることはやむを得ないであろう。ただし、国民の目に、限られた日本の拠出額がどのように使われ、どのような効果を生み出しているのかにつき、国民の対するより説得力のある詳細な説明が必須である。その意味で、単に「拡充強化」というよりも「内容の見直し」が求められているのではないかと

(4) セミナー等の開催

国際模擬裁判「2004アジア・カップ」は、参加者や参加校の範囲を詳細かつ明確にすべきであり、呼びかけの対象となっている大学・研究機関名も公表すべきである。このことは、「国際人道法に関するセミナー」にも当てはまる。成果を評価するためにも、それらにかかわる情報の透明度を高める努力が不可欠であり、また成果もできるかぎり具体的・特定的に表示すべきであってここでも「今のまま継続」よりも「強化拡充」「内容の見直し」が実用であろう

(総論)

私の個人的な経験からすれば、日本は、(1) 比較的短期間に国の近代化に成功し、民主化、法の支配、人権保障もある程度まで達成している、(2) 現在では、米国と並んで、国連予算の約2割を負担している、(3) 西欧諸国のような植民地支配の経験がないなど、いわゆる先進国に対しても対等にものをいう資格があり、かつ、途上国の「発展のモデル」と見なされており、しかも、伝統的な価値と近代（欧米）的な価値との調和にも努力してきた。その意味で、特異な経験をもつ国家である。その経験を踏まえて、世界の人権問題について、より積極的に発言し行動していくことは、日本の人類に対する責務でもある。

ただし、遺憾ながら、日本の外交政策における「人権」理念および施策の位置付けは、きわめて不明確かつ不十分である。いつまでも、一部の主張に対する腰の引けた消極的な対応に終始するのでは

	<p>なく、上述の日本の経験に即した「人権外交」をどのように積極的・効果的に展開すべきかを他の省庁も巻き込んだ緊急の課題として正面から真剣に取り組み、具体的な施策を練り上げ、着実に実行に移していくべきである。</p> <p>ついでながら、“事業の評価”には、コスト・ベネフィットの視点が欠かせない。失礼ながら、かつての国会答弁式のお役所仕事の作文では、「評価の対象」としてきわめて不十分である、と言わざるをえない。</p>
<p>評価総括組織のコメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係各方面との連携を通じた国際社会における人権の保護・促進に向けた国内外の取組において実績があげられている。 ・ 政策の性質上、政策目的達成度合いを明らかにすることは困難であり、政策目的達成に照らしての評価の切り口に沿って実績が説明されている。 ・ 今後の課題及び評価を踏まえた政策が総論的である。事務事業の方向性は具体的ではあるが、政策目的との関係が明確ではない。 ・ 第三者による評価の質の改善につながるコメントが記載されている。 ・ 17年度の重点外交政策に含まれる。

事務事業の評価

事務事業名	国連総会、人権委員会等、多国間の枠組みにおける人権分野の議論への積極的参画	
施策の内容及び必要性	<p>(1) 我が国は、国際的な人権規範の発展・促進、各国の人権状況の改善に向けた取り組みを進展させるため、人権に関する議論を行う国連総会第3委員会や人権委員会をはじめとする国際フォーラムに積極的に参加している。</p> <p>(2) 障害者権利条約作成交渉については、国連総会アドホック委員会に参加し、本条約が望ましい形で早期に国際社会の幅広い合意が得られるよう努力している。</p>	
具体的成果(有効性)	<p>(1) 近年、国連総会第3委員会や人権委員会等の国際フォーラムにおいては、人権問題に関する各国の意見や価値観の相違が見られたが、日本は、ねばり強い協議を通じて、異なった意見を調整しバランスのとれた内容の決議案となるよう積極的な外交努力を行った。特に、人権委員会において、我が国がEUとともに主提案国として本決議を作成した拉致問題の解決を含む「北朝鮮の人権状況」決議が、昨年よりも内容が強化されたのみならず、多くの支持(賛成票及び共同提案国の増加)を得て採択されたことは、拉致問題を含む北朝鮮の人権問題に関する国際社会の理解を一層深めることに寄与したものと評価される。</p> <p>(2) 障害者権利条約に関しては、我が国は、早期に国際社会の幅広い合意が得られるよう積極的に貢献しており、我が国のこのような態度は国内外から評価されている。(なお、平成16年度は5月24日～6月4日、8月23日～9月3日及び1月24日～2月4日の3回にわたって条約交渉に係る国連総会アドホック委員会が開催された)</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針: 障害者権利条約については平成17年8月1日～8月12日に次の国連総会アドホック委員会の開催が予定されており、同条約の早期合意の実現にむけて引き続き積極的に取り組んでいく。また、国連総会第3委員会や国連人権委員会においても、引き続き国際的に人権が擁護促進されるよう、引き続き積極的に参画していく。拉致問題を含む北朝鮮の人権状況については、人権委員会のみならず、必要に応じて、国連総会等の場においても積極的に取り上げ、国際社会の理解と支持を求めていく。)</p>
	理由	<p>国際社会における人権分野の意見や価値観の相違は、短期的に解消されるものではなく、引き続き積極的な関与が必要である。</p>

事務事業の評価

事務事業名	イラン、サウジアラビア等との二国間での人権対話の実施	
施策の内容及び必要性	<p>人権の擁護・促進は、国際社会の正当な関心事項であることを踏まえ、我が国は人権状況に深刻な問題がある国については、国際フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判するべき点は批判し、改善を求めるとの立場をとると共に、二国間の友好関係を基礎に具体的な人権状況の改善を慫慂することが適切な国については、人権対話を実施している。平成16年度はサウジアラビア、イラン、ミャンマー、カンボジアとの間で人権対話を実施した。</p>	
具体的成果 (有効性)	<p>(1) 6月にサウジアラビア及びイランと人権対話を実施し、イスラムの尊重と女性の権利、法の支配等の人権問題の関係を含め、両国の立場に関する意見交換を行うとともに、一層の進展に向けて自発的な取り組みを促した。</p> <p>特にサウジアラビアについては、昨年の同国初の選挙(地方議会)実施を始め、国内改革が進展している中、我が国として同国の改革努力を支持するとの明確なメッセージを伝達する上で効果があったと言える。</p> <p>また、イランについては、人権対話の具体的成果として、法制度強化のためイラン人法曹関係者を対象とする本邦研修を実施するに至るなど、人権分野における両国の協力関係の一層の強化に効果があったと言える。</p> <p>(2) 10月にミャンマー政府との対話の一環として「刑務所における処遇」をテーマとする人権セミナーを両政府共催で実施し、多数の刑務所職員に対して日本の刑務所の状況や処遇に関する国際基準等を紹介するとの具体的な協力を通じ、ミャンマー政府内の人権意識を高めることができた点で効果があったと言える。</p> <p>(3) 3月にカンボジアとの間で実施した人権対話は、カンボジアに対する最大の支援国でありかつ国連人権委員会におけるカンボジア決議案の主提案国であるわが国が、カンボジアの人権問題を把握し、具体的な支援分野を特定するとともに、これを決議案の形で国際社会に示す上で直接的な効果があったと言える。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針：本年も国内に人権問題が指摘される国々(数カ国程度)との間で人権対話を実施する。なお、対象国については、これまでの人権対話の経緯、当該国の人権状況等を勘案して決定する。)</p>
	理由	<p>我が国が、価値観を一方的に押しつけることなく、各国独自の事情を十分踏まえた上で具体的改善策を共に追求するとの基本的姿勢に立脚し、対話を通じて当該国の人権状況改善を図っていることについては、各国より高く評価されており、また当該国との信頼関係の強化にも役立っていることから、人権対話を引き続き積極的に実施することが適切である。</p>

事務事業の評価

事務事業名	人権に関連する各種国連基金への拠出
施策の内容及び必要性	平成16年度は予算ベースで、国際連合児童基金(UNICEF)に対し2,673,000千円(24,300,000ドル)(拠出額世界第7位、割合5.4%、(2004))国連婦人開発基金(UNIFEM及びUNIFEM暴力撤廃信託基金)に対し109,859千円(998,720ドル)(拠出額世界9位、割合3.5%(UNIFEMのみ、2003))、国連人権問題基金に対し18,304千円(166,397ドル)(拠出割合0.6%(2004))、国連障害者基金に対し5,940千円(54,000ドル)(拠出額世界2位、割合21.1%(2004-2005))を拠出した。これらの拠出は、各国際機関からの要請に応え、社会的弱者の人権の保護・促進等のために使用されている。
具体的成果(有効性)	各国際機関からの年次報告等に記されているとおり、我が国からの拠出金は、各国際機関によるプロジェクトの実施等のため有効に使われている。 (注)人種差別撤廃の10年行動計画信託基金、人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金、国際先住民の10年国際連合自発的基金の3基金
事業の総合的評価	結果 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止
	理由 人権高等弁務官・同事務所の活動を支援するため、我が国は、平成16年度まで国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)が管理する複数の基金(注)に個別に拠出してきた国連人権問題基金拠出金を統合してOHCHR拠出金として組み替え、平成17年度は17,804千円(166,397ドル)を拠出する予定であるが、これは我が国がOHCHRとの執行協議を通じて、双方が重視する分野・案件にタイミング良く、かつ柔軟に拠出金を運用するとの視点から有効である。

(注)人種差別撤廃の10年行動計画信託基金、人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金、国際先住民の10年国際連合自発的基金の3基金

事務事業の評価

事務事業名	人権関連分野でのセミナーの実施
施策の内容及び必要性	(1)平成16年度は、国際法模擬裁判「2004年アジア・カップ」(外務省主催) 国際人道法に関するシンポジウム(外務省・日本赤十字社主催)を開催した。 (2) 国際法模擬裁判は、アジア諸国の学生を招聘し、人権・人道分野の国際法に関わる係争を題材とする模擬裁判を開催するものである。国際人権・人道法の知識の普及及び理解の増進等の啓発を目的とし、中長期的に国際社会における人権保護・促進を目指す。 (3) 国際人道法シンポジウムにおいては、国際人道法を巡る現代的な課題について国内外の有識者を交えて広く議論した。ジュネーヴ諸条約及び追加議定書の趣旨・意義・内容等につき広く国民に対して周知することを目指す。 (4) いずれも国際人権・人道法を周知・啓発するために必要な施策である。(なお、人権諸条約、ジュネーヴ諸条約及び追加議定書は、締約国に対して周知義務を課している。)
具体的成果(有効性)	(1) 国際法模擬裁判には、我が国及びアジア諸国からの学生が参加し、人権・人道分野の国際法に関わる係争を題材とする模擬裁判において書面陳述及び弁論能力等を競うことによって、国際人権・人道法の日本国内及びアジア諸国への啓発、国際法を学ぶ学生の能力支援、国際人権・人道法に関する知識及び理解の増進等の点で大きな成果が得られた。なお、人権啓発白書に、模擬裁判の概要を掲載し、本施策の今後の更なる広報に努めている。 (2) 本シンポジウムのテーマであるジュネーヴ諸条約及び(昨年締結した)追加議定書は、今般注目を浴びている国民保護法制にも深く関係するものである。多くの一般人が来場し、基調講演及びパネリストの議論を通じて、国際人道法に関する理解を深めることができた。
総合的評価	結果 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 (具体的対応方針：国際人権・人道法に関する各種セミナー等を引き続き開催する。)
	理由 国際人権・人道法を広く国民に周知・啓発することは、人権の保護・促進のために極めて重要である。特に、人権諸条約、ジュネーヴ諸条約及び追加議定書は、締約国に対して周知義務を課しているところ、我が国は、積極的に周知することが求められている。

事務事業の評価

事務事業名	国際的な組織犯罪対策のための取組				
施策の内容及び必要性	<p>人身取引については、人身取引の目的地国である我が国において、現実には発生している重大な人権侵害であり、人身取引対策はこの人権侵害を防止・撲滅するという意味で重要な施策である。人身取引対策については平成16年4月に内閣官房に設置された関係省庁連絡会議の枠組みの下で議論が行われており、国際社会における人権の促進・保護の推進を目指す観点から外務省としては、この議論に積極的に参加し国際社会においてモデルともなり得るような国内対策の確立に協力してきた。</p> <p>また、国際組織犯罪防止条約の人身取引議定書・密入国議定書について、締結に向けた作業を着実に進めた。これは、国際的な人権の保護促進に向けた共通のルール発展に資するものである。</p> <p>さらに、薬物対策については、国連薬物犯罪オフィスへの平成16年度拠出を通じて、主にアジア諸国における薬物対策プロジェクトを支援するとともに、平成17年3月に開催された国連麻薬委員会における議論に積極的に参加した。これらは、薬物対策に関する国際協力の強化に資するものである。</p>				
具体的成果（有効性）	<p>人身取引対策については、平成16年12月に策定された総合的・包括的な「人身取引対策行動計画」に現れているように、関係省庁の緊密な連絡の下、人身取引の防止・撲滅、被害者の保護に向けて政府を挙げて取り組む体制を確立することができた。</p> <p>人身取引議定書・密入国議定書については、その締結について国会の承認を求めするために平成17年2月に国会に提出した。</p> <p>薬物対策については、国連麻薬委員会において、我が国が中心となって、条約で規制対象となっていない物質の乱用について国際的な協力を要請する決議を提出し、採択された。</p>				
総合的評価	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">結果</td> <td> 拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 （具体的対処方針：人身取引対策については、「行動計画」に基づき着実に取組を進める。また、人身取引議定書・密入国議定書については、国会の承認を得、必要な国内法の整備を経た上で締結作業を進める。また、銃器議定書の締結についても検討を進める。薬物対策については、主としてアジア地域における薬物撲滅への国際協力の推進を継続する。） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理由</td> <td> 人身取引対策については、出入国管理の強化や被害者保護などの点で具体的な対策が実施に移されているが、必要な法改正のほか、引き続き取組を行っていくことが重要。また、国際組織犯罪防止条約の3つの議定書のうち、銃器議定書についても、国際的なルール作りに貢献するために検討を進めていく。薬物対策については、我が国における乱用薬物の中心は覚せい剤であり、その大半がアジア諸国から流入していることから、アジア地域での協力に重点を置くことが重要。 </td> </tr> </table>	結果	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 （具体的対処方針：人身取引対策については、「行動計画」に基づき着実に取組を進める。また、人身取引議定書・密入国議定書については、国会の承認を得、必要な国内法の整備を経た上で締結作業を進める。また、銃器議定書の締結についても検討を進める。薬物対策については、主としてアジア地域における薬物撲滅への国際協力の推進を継続する。）	理由	人身取引対策については、出入国管理の強化や被害者保護などの点で具体的な対策が実施に移されているが、必要な法改正のほか、引き続き取組を行っていくことが重要。また、国際組織犯罪防止条約の3つの議定書のうち、銃器議定書についても、国際的なルール作りに貢献するために検討を進めていく。薬物対策については、我が国における乱用薬物の中心は覚せい剤であり、その大半がアジア諸国から流入していることから、アジア地域での協力に重点を置くことが重要。
結果	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 （具体的対処方針：人身取引対策については、「行動計画」に基づき着実に取組を進める。また、人身取引議定書・密入国議定書については、国会の承認を得、必要な国内法の整備を経た上で締結作業を進める。また、銃器議定書の締結についても検討を進める。薬物対策については、主としてアジア地域における薬物撲滅への国際協力の推進を継続する。）				
理由	人身取引対策については、出入国管理の強化や被害者保護などの点で具体的な対策が実施に移されているが、必要な法改正のほか、引き続き取組を行っていくことが重要。また、国際組織犯罪防止条約の3つの議定書のうち、銃器議定書についても、国際的なルール作りに貢献するために検討を進めていく。薬物対策については、我が国における乱用薬物の中心は覚せい剤であり、その大半がアジア諸国から流入していることから、アジア地域での協力に重点を置くことが重要。				

【参考資料】

- 第61回国連人権委員会ハイレベル・セグメント小野寺政務官ステートメント（仮訳）
- 障害者権利条約に関する国連アドホック委員会会合の概要
- UNICEF、UNIFEM
- 国際法模擬裁判「2004年アジアカップ」結果と概要
- 人のトラフィッキング（人身取引）根絶のための国際協力の状況（平成17年2月）
- 人身取引対策行動計画の概要
- 国連国際組織犯罪防止条約及び三議定書について

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。

11-4 難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた 人道問題への取り組み

政策所管局課（室） 人道支援室
評価年月日 平成17年6月

<p>政策の目的</p>	<p>世界における人道問題の解決への貢献と、国内における難民及び難民認定申請者に対する支援</p>
<p>政策の背景・概要と 必要性</p>	<p>【背景】 冷戦終了後も世界の様々な国や地域では内乱や地域紛争等により引き続き多くの難民・国内避難民が発生している（平成16年（2004年）において2100万人以上）。また、16年度も、スマトラ沖地震・インド洋津波災害をはじめ、大規模な自然災害の発生により多数の被災者が発生した。さらに、我が国において定住する難民や難民認定申請者に対する適切な支援が引き続き必要となっている。</p> <p>【概要】 このような人道上の問題に適切に対処し、実際に困難な状況におかれている難民等に支援の手を差し伸べるため、国際的な人道支援機関、ドナー各国等と連携し、我が国としての応分の貢献を行う。また、我が国国内における難民等に対する支援を実施する。</p> <p>【必要性】 難民等に対する人道支援の実施は、国際社会共通の課題であると共に、国際社会において責任ある地位を占め、難民条約の加盟国でもある我が国としての責務である。また、人道支援分野での国際協力に積極的に参画することは、我が国の国際社会におけるプレゼンスをさらに高め、信頼性を一層向上させることにも資するものである。</p>
<p>目的達成のための考 え方</p>	<p>(1) 地球規模の問題である人道支援を適切かつ円滑に実施するに当たって、人道支援分野の国際機関や主要ドナー国政府との協力関係を促進することが必要である。</p> <p>(2) 政策面においては、国際場裏における人道支援に関する主要な議論に積極的に参加し意見交換すると共に、我が国が基本理念としている「人間の安全保障」の考え方に基づいた政策提言を積極的に行うことが肝要である。</p> <p>(3) 人道ニーズを踏まえた実際の支援を円滑に行う上で、世界各地の人道支援の現場で活動している国際機関に対し、我が国としての応分の資金拠出を行うことが必要不可欠である。</p> <p>(4) 我が国における難民の定住を促進するために、各種の支援事業を効率的に実施する必要がある。このため、事業を委託する財団（（財）アジア福祉教育財団難民事業本部）を適切に指導・監督すると共に、関係する国内省庁、NGO等との連携を図る必要がある。</p>
<p>外部要因</p>	<p>(1) 難民等の発生国・地域の政治社会情勢や受け入れ先となる周辺国等の状況が、難民等の発生状況や帰還等のための条件に複雑な影響を与える。</p> <p>(2) 国連の場や主要ドナー国の間における人道支援に関する様々な議論の動向が、我が国の人道支援の理念や政策の推進にとって影響を及ぼし得る。例えば、現在、北欧や北米諸国等を中心に、人道支援の資金拠出が抱える問題点（資金量が十分ではなく、地域的な偏りがあり、また実際の拠出まで時間が掛かり過ぎる等）に対し、ドナーの行動に焦点を当ててその改善を図ることによって、より効果的な国際人道支援の実現を目指そうとのイニシアチブ（グッド・ヒューマニタリアン・ドナーシップ）があり、我が国を含む国際社会での人道支援の政策議論に影響を与える傾向がある。</p> <p>(3) 我が国における難民の定住促進、難民認定申請者への生活支援は、内閣府が主宰する「難民対策連絡調整会議」の枠組みの中で実施しており、当省の業務遂行に当たっては、内閣府による調整と関係省庁との協力が必要。また、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）駐日地域事務所との緊密な協力も不可欠。なお、我が国における難民認定業務は、法務省の所管となっている。</p>

投入資源

予算	平成15年度	平成16年度
	869.0	851.6

本省分予算 単位：百万円

政府開発援助経済協力

国際機関等拠出金 11,819 24,4210

(注) 国連難民高等弁務官事務所拠出金、世界食糧計画拠出金、国際移住機関基金拠出金等。
16年度の拠出金の増加はスマトラ沖大地震及びインド洋津波被災国支援によるもの。

人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度	平成16年度
	10	9

(注) 本省分職員数 単位：人

政策の評価

【目的達成に照しての評価の切り口】

- ・ 国際的な人道支援の進展状況と我が国の貢献
- ・ 我が国国内における難民等への定住支援の状況、難民認定申請者に対する支援の状況

【政策の目的達成状況】

- (1) 人道支援を実施している国際機関との政策協議や対話を行うと共に、これらの機関が主催する国際会議やドナー国会合に積極的に参加することによって、人道問題の解決に向けた議論の発展に貢献した。特に、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や国連世界食糧計画（WFP）との間で「人間の安全保障」の考えに基づくパートナーシップの推進について合意すると共に、米国との間でも、「人道支援における日米パートナーシップ会合」を開催し、今後、人道支援分野においてアクション・オリエンテッドな政策協調を進めていくことになった。このように、国際機関・主要ドナー国政府との協力関係の促進が具体的な形で実現し、我が国の政策目的の達成が図られた。
- (2) 厳しい財政状況の中ではあるが、人道支援分野の主要な国際機関であるUNHCR、WFP、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）、国連人道問題調整部（OCHA）、国連地雷対策支援信託基金、国際移住機関（IOM）、赤十字国際委員会（ICRC）等に対して継続的に資金を拠出することで（平成16年度のこれらの機関に対する通常拠出は合計約120億円（但し津波支援のための予備費計上分を除く））、現地のニーズを踏まえた人道支援の実施に貢献した。特に、スーダン・ダルフル地方で発生した約170万人にのぼる難民・国内避難民支援のために資金（2100万ドル）を拠出したほか、年末（12月26日）に発生し、30万人にも上る死者・行方不明者を出したスマトラ沖大地震・インド洋津波災害に際して、極めて迅速に巨額の支援を実施し、被災者の救援に貢献した（ドナー国中最大の2億5000万ドルの資金を15の国際機関を通じて拠出。17年1月21日までに全ての拠出を完了）。
- (3) 我が国における難民・難民認定申請者に対する支援を、（財）アジア福祉教育財団難民事業本部への業務委託を通じて実現した。具体的には、平成16年度においては139人のインドシナ難民の家族を我が国に受け入れ、難民救援センターにおいて各種定住支援（日本語教育、社会適応指導、就職斡旋・職業訓練等）を実施した（我が国で難民と認められた条約難民及びその家族に対しても希望に応じ同様の定住支援事業を実施した）。さらに、難民認定申請者に対する支援として、特に生活に困窮している人に対する生活費、住居費、医療費等の支給や、住居を探すことが困難な人に対する緊急宿泊施設の提供（平成16年度には19人に同施設を提供）等を実施した。さらに、難民や難民認定申請者の支援に関わる各種の相談事業（平成16年度の相談件数は1万7324件）を行うことで、我が国における難民や難民認定申請者に対する支援を行うという当初の政策目的を達成した。

【目的と手段の関係の適切性】

国際社会における人道問題の解決に貢献するために、我が国は、理念・政策面及び実際のニーズに対する実践面の両面での協力を、中長期的な視点に立って行っていくことが必要である。人道支援関連の国際機関や主要ドナー国政府との政策協議や協力、各国際機関への応分の拠出、難民の本邦定住のための各種支援事業等の施策の実施は、我が国が本分野での国際協力を行う上で、適切かつ必要不可欠な手段である。

分析

人道問題、特に難民問題の発生には複雑な政治・社会情勢が絡んでおり、難民の帰還や再定住、第三国定住を含めた人道問題の解決、及びそのための各種施策の効果の把握には、総合的かつ中・長期的な視点が不可欠である。

<p>【今後の課題】</p>	<p>(1) 我が国の人道問題への取り組みは中長期的な視点からなされるべきであるとの認識の下、今後も上記施策に継続して取り組んでいく必要がある。</p> <p>(2) 特に、人道支援に際してのドナーのあり方や人道支援システムの強化についての議論が国連や主要ドナー間で活発化してきているところ、このような中で、我が国の人道支援の理念・政策の推進をどのように実現していくかについて、今後更なる検討が必要である。</p> <p>(3) 我が国における難民等への支援について、実情に即したきめ細やかな支援を実現するため、更に関係省庁、関連NGO等との連携強化を図っていくことが望まれる。</p>								
<p>【政策への反映】(予算、機構・定員要求への反映)</p>	<p>【一般的な方針】 平成16年度に実施した施策の評価を踏まえ、人道支援分野での我が国の取り組みを維持・発展させていくべきである。このため、来年度以降も国際場裏における人道支援分野の議論に積極的に参加すると共に、人道支援関連国際機関への十分な資金拠出を確保し、かつ右が効果的・効率的に活用されるよう尽力する。</p> <p>【事務事業の扱い】 人道支援を行う国連・国際機関、関係国政府への政策提言・協力を行いつつ、 現地のニーズに基づいた人道支援の実施 今のまま継続 難民の本邦定住促進等のための事業の実施、及び関係省庁、NGO等との連携 今のまま継続</p> <p>【概算要求、機構・定員要求への反映】</p> <table border="1" data-bbox="395 846 1437 981"> <tr> <td></td> <td>概算要求</td> <td>機構要求</td> <td>定員要求</td> </tr> <tr> <td>反映方針</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		概算要求	機構要求	定員要求	反映方針			
	概算要求	機構要求	定員要求						
反映方針									
<p>第三者の意見</p>	<p>東京外国語大学教授 西立野園子</p> <p>全般的に政策目的に基づいた成果を達成し、昨年度は大規模かつ緊急人道危機に対して大きく貢献した。国際機関を通じた資金供与や難民受入状況についての国際比較があれば、より客観的な評価が可能となろう。今後の課題として、目に見える支援の必要をあげているのは正鵠を得ている。そのためには「人」を出すことが重要で、国民の参加を促す上でもNGOの積極的な活用が望まれる。そして「人間の安全保障」の理念を国際協力の中核に据え、それを具体化する際の特定分野(教育・環境など)の重点化を政策の前面に掲げ、我が国の人道支援の特色を鮮明にすることが有益と考えられる。</p>								
<p>評価総括組織のコメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマトラ沖地震・津波災害を始めとする人道支援分野において、国際機関を活用した支援は大きな成果をあげている。また、人道支援分野の国際的協調やわが国における難民・難民認定者に対する支援でも進展がみられる。 ・ 政策の性格上、政策目的達成度合いを測定することは困難であるが、政策目的に照らしての評価の切り口に沿って実績が説明されている。 ・ 第三者のコメントを求め、評価の信頼性を高めている。 ・ 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性は概ね妥当である。 ・ 17年度の重点外交政策に含まれる。 								

事務事業の評価

事務事業名	人道支援を行う国連・国際機関、関係国政府との協力を通じた人道支援の実施	
施策の内容及び必要性	<p>(1) 国連難民高等弁務官 (UNHCR)、国連世界食糧計画 (WFP) 等の国際機関との定期政策協議を実施したほか、国連人道問題調整部 (OCHA)、国連パレスチナ難民救援事業機関 (UNRWA)、赤十字国際委員会 (ICRC)、国際移住機関 (IOM) 等との間で人道支援政策についての対話を実施した。また、米国との間で、人道支援に関する定期的な政策対話 (日米パートナーシップ) を開始したほか、各種の国際会議等を通じて、主要ドナー国との意見交換や政策対話の強化を図った。これらは、我が国の人道支援政策の理念と実践に対する理解を促進し、また人道問題の解決に向けた国際社会の協力を拡充・強化する上で必要なものである。</p> <p>(2) 世界の人道危機に際して、現地の人道ニーズについての国連や関係国際機関のアピール等を踏まえ、関係国際機関に対する応分の資金拠出を行うことを通じて、必要な人道支援を実施した。このような国際機関を通じた資金拠出は、特に二国間による支援が十分に機能し得ない緊急の人道危機において人道支援のための最も有効な手段であり、我が国の人道外交を効果的に推進する上でも、専門的な知見と実績を有する国際機関を通じた応分の貢献を行うことが必要である。</p>	
具体的成果 (有効性)	<p>(1) 人道支援を行う国際機関との政策対話を通じ、我が国が人道支援を行っていく上での根本的な理念である「人間の安全保障」についての考え方について、より深い理解を得ることが出来た。特に、UNHCR及びWFPとは、「人間の安全保障」に基づいたパートナーシップを立ち上げることとし、今後具体的な協力内容について調整していくという成果が得られた。</p> <p>(2) 日米両国間で平成16年12月に始められた人道分野における「日米パートナーシップ会合」は、双方の人道支援政策を理解することで、具体的な協調関係の構築を図っていく上で効果があがった。第1回の会合では、人道支援の基本的な理念の整理のほか、アフリカ等における人道支援の現状認識や、日米の支援に係る基本的な考え方について包括的な議論を行った。右協議の結果を踏まえ、今後も定期的に (半年に1回程度) 本国会合を開催し、アクション・オリエンテッドな具体的な政策協力の実現に向け議論していくこととなった。</p> <p>(3) 平成16年度は、内戦の終結等により難民・国内避難民の祖国への帰還が進む一方で、引き続き世界各地で新たな難民や国内避難民が発生し、また、大規模な自然災害により多くの人命が失われたのみならず大量の被災者が発生した。特に、アフリカ・スーダン西部のダルフル地方では、内乱に伴い170万人に及ぶ難民・国内避難民が発生し、「最悪の人道危機」として世界の大きな注目を集めた。これに対し、我が国は早くから現地の状況に関心を向け、5月に政府・NGO等からなる調査団を派遣し、その結果をも踏まえて、現地での人道支援活動を行う国際機関に対して2100万ドルの資金を拠出した。これにより、難民等約30万人に対する緊急食糧支援、約20万人に対する水の供給、約5万人に対する生活必需品や仮設住居の提供、約80万人に対する基礎医療の提供や移動式クリニックの展開等を通じ、人道状況の更なる悪化の防止に成果を上げた。</p> <p>(4) また、平成16年12月末に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波災害に対しては、その被害の甚大性に鑑み、15の国際機関を通じ2億5000万ドルという巨額の資金を極めて迅速に拠出した (1月21日までに全ての送金を完了)。これらの支援により、例えば、IOMを通じた緊急仮設住宅の建設 (インドネシアにおける1万1000軒の仮設住宅建設の約半数が日本の資金支援によるもの)、WFPを通じたコメ等の食糧支援 (インドネシアで1万2500トンのコメを緊急に配布等)、UNHCRを通じたテント、ビニールシート、毛布等の配布、ICRCを通じた医療支援等が実施されている。この迅速かつ多大な我が国の貢献は、現地の救援活動に有効に活用され、国連や関係国際機関、被災国・被災者をはじめとする国際社会から極めて高い評価を得ている。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針: 「人間の安全保障」の理念の人道支援分野における具体的な実践を更に推進していく必要がある。そのために、関係国際機関やドナー国政府との政策対話や協力、各国際機関に対する拠出を一層拡充していくことが重要である。)</p>
	理由	<p>(1) 地球規模で発生している人道危機に対する人道支援は、我が国が国際社会の一員として果たすべき責務であり、我が国外交政策上の重要な柱の一つである。また、人間の個人としての生存の尊厳を守り、能力強化を図るという「人間の安全保障」の考えに基づいた具体的な取り組みとして、我が国が今後も重視していくべき課題である。</p> <p>(2) 昨今の我が国の厳しい財政事情により、我が国の国際人道支援機関に対する拠出金は大幅な削減を余儀なくされている (平成17年度予算における拠出金は、対前年度比 (円ベース) で、OCHA 21.4%減、UNHCR 18.5%減、ICRC 8.9%減、WFP 7.6%減等となっている)。このことは、我が国が人道支援分野の国際協力をもはや重要視していないとの誤ったメッセージを国際社会に対して与えかねないものであり、今後、拠出金の拡充強化を図っていく必要がある。</p>

事務事業の評価

事務事業名	難民の本邦定住促進等のための事業の実施、及び関係省庁、NGO等との連携	
事業の内容及び必要性	<p>(1) 我が国は、昭和54年(1979年)以来、インドシナ3国(ベトナム、ラオス、カンボジア)からのインドシナ難民を政策的に我が国に受け入れており、定住のための各種支援(日本語教育、生活適応支援就職斡旋、職業訓練等)を実施してきた。現在もインドシナ難民の家族の呼び寄せ及び定住支援事業を実施しているが、右は難民問題の解決に伴い、平成17年度末をもって終了する予定である。</p> <p>(2) 平成15年(2003年)からは条約難民とその家族に対しても定住支援事業を実施しており、更に、昭和58年(1983年)からは、難民認定申請者のうち生活に困窮する者に対する生活支援(生活費、住居費医療費等の支援、緊急宿泊施設の提供(平成15年以降)等)をも実施している。</p> <p>(3) これらの事業は、我が国における難民や難民認定申請者に対する人道支援という目的の達成にとって必要なものであり、(財)アジア福祉教育財団難民事業本部に業務委託の上、関係省庁、NGO等とも連携して、適切な運営を図っている。</p>	
具体的成果	<p>(1) 平成16年度には、139人のインドシナ難民の呼び寄せ家族に対する定住促進支援を難民事業本部の難民救援センター(品川区所在)において実施した。これまでに我が国に定住したインドシナ難民及び家族は1万1000名以上に及んでおり、本件受け入れ・定住促進事業は当初の目的を十二分に果たしたものと見える。今後は、これらの方々に対する各種の生活相談等のアフターケア事業を充実させていくことが必要である。</p> <p>(2) 条約難民に対する支援として、インドシナ難民と同様に、難民救援センターにおいて合宿方式の定住支援を開始しているが、来日後既にある程度我が国における生活基盤が整っているという特質を持つ条約難民の現実のニーズにより合致した支援となるよう、今後(平成18年度以降)は通所式の施設における日本語教育等の定住促進支援を実施することとしている。</p> <p>(3) 難民認定申請者については、これまでの保護措置(生活困窮者に対する生活費、住居費、医療費等の支給)に加え、来日間もない等の理由で住居を探すことが困難な困窮者に対する緊急宿泊施設の提供を、平成15年度より実施している。平成16年度は、19名が同施設を利用し、当初の目的に添った成果を上げた。</p> <p>(4) これらの難民・難民認定申請者に対する支援の実施においては、関係省庁及び難民支援に知見と経験のあるNGOとの連携を図っている。具体的には、上記の緊急宿泊施設の連絡人業務をNGOに委託して実施したほか、海外における難民の発生状況や受け入れ事情に関する実態調査、難民に関するセミナーや講演会の開催等においてNGOと緊密に協力している。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的な対応方針:インドシナ難民及び家族の受け入れ事業は平成17年度をもって終了する予定であるが、我が国に受け入れ定住したこれらのインドシナ難民及び家族に対するアフターケア、難民や難民認定申請者に対する各種の支援業務は、その施策を充実化させつつ継続していく必要がある。)</p>
	理由	<p>難民に対する適切な支援の実施は、難民条約に加入している我が国としての当然の責務でもあり、今後ともその目的のより良い達成に向け事業を継続していく必要がある。また、我が国において難民認定を申請している者に対しても、生活に困窮している者に対しては、人道的な配慮から出来る限りの支援を行っていかねばならない。これらの事業の推進においては、関係省庁や難民支援分野に知見と経験を有するNGO等との連携を引き続き適切に図っていくことが必要である。</p>

【参考資料】

UNHCR、WFP、ICRC等の国際機関の年次報告。

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。

11-5 地球環境問題への取組み

政策所管局課（室）地球環境課・気候変動室
 評価年月日 平成17年6月

<p>政策の目的</p>	<p>国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催などを通じ、地球環境問題への国際的取組に貢献し、同問題を解決する。</p>
<p>政策の背景・概要と必要性</p>	<p>【背景】</p> <p>人類の活動範囲、規模、種類の拡大に伴い、気候変動、オゾン層破壊等の地球環境問題が顕在化し、人類に対する脅威になりうるものとして認識されている。これらは一国のみでは対処が困難であり、国際的に共同した取組みが必要とされている。</p> <p>【概要】</p> <p>地球環境問題に効果的に対処するためには、国際的に共同した取組みが必要であるが、多数国間環境条約・国際機関による取組みが行える分野についてはそのような取組みを進めるとともに、そのような枠組みの無い分野や、持続可能な開発に係わる新しい分野においては、その議論の場を設け、議論を推進し、地球環境問題の解決に向けた具体的な取組みへとつなげていくことが必要である。</p> <p>【必要性】</p> <p>地球環境問題の解決に向け、国際的に共同した取組みを進めるにあたっては、異なる経済状況にある先進国と開発途上国が対立する事項がしばしば見られる。また、先進国内でも、取組みの内容や程度を巡って意見が異なることも少なくない。したがって、地球環境問題を解決するためには、このような立場の相違の調整をはかるための粘り強い外交交渉の積み重ねが不可欠である。</p>
<p>目的達成のための考え方</p>	<p>(1) 地球環境問題に効果的に対処し、これを解決するためには、多数国間環境条約などの国際的枠組みの策定や実施、地球環境問題を取り扱う国際機関による活動を通じて、個別の分野ごとに取組み（国際的なルール策定（ルール・メイキング）や、各国毎の施策を行う際のガイドライン策定等）を推進していくことが不可欠である。このような取組みに対しては、我が国としてもてる知見を活用し、また、財政面・知見面から途上国を支援する等、積極的に貢献していくことが求められる。</p> <p>(2) 既存の条約、国際機関による取組みが図られていない、水、違法伐採、環境教育等の持続可能な開発に係わる新たな課題に対しては、国際的な議論の場において問題提起（アジェンダ・セッティング）を行い、国際社会の関心を高めることが必要である。このことにより、上記(1)のようなルール・メイキングにつながったり、あるいは各国が個々の国内の施策を進めることにより、地球環境問題の解決につながることになる。また、これら問題提起や具体的な議論を通じて、我が国の考え方を世界に発信し、推進していくことが必要である。</p> <p>(3) 防災については、特に途上国においては、自然災害への備えが持続可能な開発に不可欠であり、それぞれの国内の施策における優先順位を上げさせることが不可欠である。そのため、これまでの取組を統括し、今後の重点分野を決定するための大規模な国連会議を開催することが有意義である。また、これら会議開催を通じて、同分野に知見のある我が国としてさまざまな情報発信を行うことが、我が国にとってふさわしい貢献のあり方である。</p>
<p>外部要因</p>	<p>(1) 地球環境問題への対応には国際的な共同の取組みが不可欠であるが、取組みへの熱意や優先順位の考え方は各国により様々であること。</p> <p>(2) 地球環境問題は、当省のみが外交交渉を行っても十分な協力を行うことは出来ず、常にそれぞれの分野ごとに関係する国内府省との共同の取組みにより推進が可能となるものであること。</p>

投入資源

予算	平成15年度	平成16年度
	25.5	42.5

(注)本省分予算 単位:百万円

国際会議参加費	32	33
環境問題拠出金	5,760	4,742
野生動植物取引規制条約		
信託基金拠出金	112	101
国際熱帯木材機関拠出金	344	0

人的投入資源 (投入資源)	平成15年度	平成16年度
	17	18

(注)本省分職員数 単位:人

(注:気候変動室分を含む。)

政策の評価

【目的達成に照しての評価の切り口】

- (1) 既存の国際機関、多国間環境条約の締結、実施、及び未発効の環境条約(京都議定書)の発効促進による、地球環境問題の解決に向けた取組みの進捗度(国際的なルールの策定、関係者の能力構築を含む)と、我が国による実質的貢献度
- (2) 既存の枠組みの無い分野における、持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組みの進捗度(国際的な関心の高揚、具体的な取り組みの進捗、関係者による対話の推進等)と、我が国による実質的貢献度
- (3) 一例として、国連防災世界会議の開催における、多数の参加者の確保や国際社会の関心の高まりによる、防災分野における国際的な認識の向上と、我が国による実質的貢献度。

【政策の目的達成状況】

- (1) 92年の地球環境サミット(於リオ・デ・ジャネイロ)以降急速に整備されつつある多国間環境条約の締結、実施をさらに促進するとともに、国際機関を通じた支援を行うことにより、地球環境問題の解決に向けた取組みを進捗させた。具体例としては、次の通り。
 - (イ) ロッテルダム条約(国際貿易の対象となる有害化学物質等の事前同意手続に関する条約)の締結、発効、第1回締約国会議の開催・参加によって、有害な化学物質の規制に関する取組みが正式に機能を開始することになった(国際的なルールの策定)
 - (ロ) 南極条約環境議定書責任附属書に関する交渉が加速し、早ければ2005年の南極条約協議国会議において交渉が妥結し、南極の環境損害に関するルールが明確化される可能性が出てきた(国際的なルールの策定)。今後、南極地域の環境保護に資することが期待される。
 - (ハ) 京都議定書発効のカギを握っていたロシアに京都議定書批准を働きかけ、同国の批准により京都議定書を発効させた。
 - (ニ) 我が国の財政支援の下、国連環境計画(UNEP)の国際環境技術センター(IETC、大阪及び滋賀に所在)の実施するイラク南部湿原環境管理支援事業を実施し、環境が悪化したイラク南部湿原の環境管理を担当するイラク政府関係者、技術者等に対する研修事業等を行い、約300人のイラク政府関係者の能力構築に大きく貢献した(関係者の能力構築)。
- (2) 持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論を喚起するとともに、我が国の考え方の世界への発信と定着のための努力を行い、地球環境問題の解決に向けた取組みを進捗させた。具体例としては次の通り。
 - (イ) 水問題に関しては、アナン事務総長と小泉総理のイニシアティブで発足した国連水と衛生諮問委員会に、我が国から議長(橋本元総理)を輩出するとともに、第二回会合を我が国にて開催し、水災害への取り組みの重要性を世界に訴えた(国際的な関心の高揚)。今後、水災害の被害削減に資することが期待される。

- (ロ) 違法伐採に関しては、我が国とインドネシアのイニシアティブで発足したアジア森林パートナーシップ (AFP) の実施促進会合を日本で開催し、木材の合法性を検証・確認するためのガイドラインの作成、信頼できる合法性確認システムの構築等で取組みを進捗させた(具体的な取組みの進捗)。
- (ハ) 小泉総理の提案に基づく国連持続可能な開発のための教育の10年 (DESD) に関しては、同取組みを推進するための国連総会決議案が我が国提案で可決され、国際社会の関心が高まると共に、アジア協力対話 (ACD) のプロジェクトとして我が国において環境教育推進対話を開催し、アジア16ヶ国及び国際機関より約60人の参加を得るなど、本件分野におけるアジア諸国の官民の取組みの加速化に貢献した(関係者による対話の推進と国際的な関心の高揚)。
- (3) 国連防災世界会議を我が国で開催し、94年に策定された横浜戦略を見直し、国際防災協力を活性化させると共に、阪神淡路大震災を通じて得た我が国の知見を世界に発信した。会議には、パブリックフォーラムを含めると約4万人、政府間会合だけでも100ヶ国以上から約4000人の参加者を得て、成功裡に終了した。具体的成果としては、今後10年の国際防災活動の優先行動事項をまとめた「兵庫行動枠組」等の文書を発出するとともに、会議直前に発生したインド洋津波災害への対応などを踏まえ、防災が重要であるとの国際的な認識を高めるとともに、我が国のもつ、津波対策を含む防災分野での知見を広く世界に知らしめることができた(多数の参加者の確保と国際的な認識の向上)。
- (4) ITTO (国際熱帯木材機関) の行う各種途上国支援プロジェクトを財政面、内容面で支援を行い、持続可能な森林経営、違法伐採問題等に対する国際的な取組みを促進した(具体的な取組みの進捗)。
- (5) シーアイランドサミットの際の日露首脳会談(2004年6月)や、その後の日露外相会談(同年6月)等におけるロシアに対する働きかけの結果、ロシアは京都議定書を2004年11月に締結し、京都議定書は2005年2月に発効した。
- (6) わが国主催で2004年9月に東京で開催した第3回「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合には世界の温室効果ガス排出量の80%近くを占める米国を含む主要先進・開発途上国(18カ国及びEC)が参加し、率直な意見交換を行った結果、中・長期的な温暖化対策の重要性について先進国・途上国双方間で認識が深まった。
- (7) 2004年6月、2005年4月に科学技術に関する日米事務レベル協議を開催し、地球温暖化防止に役立つ日米共同研究プロジェクトの推進などで合意した。

【目的と手段の関係の適切性】

- (1) 国際機関を通じた取組みや多数国間環境条約の締結、実施として、ロッテルダム条約の締結、発効、締約国会議開催等により有害な化学物質の分野における国際的なルールが策定されたこと、南極条約環境議定書責任付属書により、南極の環境損害に関する国際的なルールが策定間近となったこと、イラク南部湿原の保全のため、多くのイラク政府関係者の能力構築が行われたことは、個々の地球環境問題に対する具体的な取組みの進捗であり、いずれも地球環境問題の解決に大きく資するものである。
- (2) 既存の条約、国際機関による取組みが図られていない、持続可能な開発に係わる新たな課題に対する取組みとして、水問題で、国連水と衛生諮問委員会を通じて水災害に関する国際的な関心を高揚したこと、違法伐採に関して、木材の合法性を検証・確認するためのガイドライン等を作成し、具体的な取組みを進捗させたこと、アジア諸国における環境教育推進対話を行い、関係者による対話の推進と国際的な関心を高揚させたことは、いずれも地球環境問題の解決に向けた国際的な取組みを促すためのものであり、非常に有意義であった。
- (3) 国連防災世界会議の成功は、防災が重要であるとの国際的な認識を高めるものとなり、地球環境問題、持続可能な開発の問題の解決に大きく資するものであった。ITTOの活動を通じた、持続可能な森林経営、違法伐採問題等に対する取組みの推進についても同様である。

	<p>(4) 京都議定書の発効のためにはロシアの批准が不可欠であったため、日露首脳会談、外相会談等における批准働きかけは政策目的達成には非常に有効な手段であった。</p> <p>(5) 途上国からの排出は近い将来先進国を上回る見込みであることに鑑み、非公式会合の開催による先進国と途上国間の非公式かつ率直な意見交換の機会の創出は非常に有意義であった。</p> <p>(6) 米国が京都議定書に参加しない立場を明確にしている中、温暖化対策の技術面などに焦点をあてた事務レベルの協議を行うことは地球温暖化対策に必要な科学技術面で実質的な日米協力を維持していく上で適切であった。</p> <p>以上の理由から、政策目的に照らして選択した手段は適切なものであったと言える。</p>
分析	<p>(1) 国際機関や多数国間環境条約による取組みは、ある程度中長期的な取組みとならざるを得ず、必ずしも短期間に目に見える成果を確認できるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(2) 新たな課題に対する取組みは、いずれかの国がイニシアティブをとり議論の場を設けなければ、取組みが著しく遅れ、取り返しのつかない事態となるおそれがあることに留意する必要がある。</p> <p>(3) 温暖化対策の効果は即時に現れるものではなく、次世代に及ぶ長い期間を必要とするため、必ずしも短期間に目に見える成果を確認できるものではないことに留意する必要がある。</p>
【今後の課題】	<p>(1) 我が国の問題意識の浸透等により、違法伐採に対する取組みが加速化してきているが、行動規範的なルールの検討、木材生産国関係者の能力構築等の具体的な取組みの進捗のために、来年度我が国が行うべき作業は膨大なものとなり、体制面の拡充が不可欠。また、本件取組みを進めるにあたり、我が国に本部を有するITTOの活用が極めて有意義であるので、ITTOを通じた対策をさらに拡充する必要がある。</p> <p>(2) 国連防災世界会議は成功裡に終了したが、同会合の成果である兵庫行動枠組みの着実な実施を図るためのフォローアップと、昨年末に発生したスマトラ島沖大地震・津波を踏まえた対応としての津波早期警戒システムの構築等、国連ISDRを通じた活動への協力（具体的な施策の推進）が重要であるので、これをさらに推し進める必要がある。</p> <p>(3) 2005年より開始された国連持続可能な開発に関する教育の10年に関しても、取組みはまだ開始されたばかりであり、国内外に定着させるにはさらなる努力（国際的、国内的な関心の高揚）が必要である。</p> <p>(4) 地球温暖化対策の実効性を確保するための、米国、途上国に対する働きかけと対話を継続する。</p> <p>(5) G8サミット等の機会を利用した気候変動に関する国際的な対話を促進する。</p> <p>(6) 気候変動に関する、全ての国が参加する中長期的な共通ルール、将来枠組みの構築に向けた外交努力を強化する。</p> <p>(7) 京都議定書の約束期間開始（2008年）に備え、京都メカニズム（排出量取引、クリーン開発メカニズム、共同実施）活用のための準備を進める。</p>
【政策への反映】（予算、機構・定員要求への反映）	<p>【一般的な方針】</p> <p>(1) 次年度においては、国際機関や多数国間環境条約による取組みをさらに進め、積極的な締結、各種会議への参加を通じた取組みの実質的な進捗と我が国の知見を踏まえた貢献をさらにすすめる。</p> <p>(2) その際、特に重点的に対応が必要な、違法伐採対策、津波、防災協力の取組み、気候変動分野におけるポスト京都を踏まえた対応についても、さらに強化する必要がある。</p> <p>(3) 米国を始めとする京都議定書未締結国への締結働きかけを行う。</p>

(4) 途上国を始めとする各国との対話を継続する。

【事務事業の扱い】

国際機関を通じた支援や環境条約の策定、締結、実施を通じた地球環境問題への取組への参画及び貢献	今のまま継続
水、違法伐採、防災、環境教育等、持続可能な開発に係る新しい課題に対する我が国の考え方の世界への発信と定着のための取組	今のまま継続
国連防災世界会議の我が国における開催	中止・廃止
ITTO（国際熱帯木材機関）を通じた持続可能な森林経営、違法伐採問題等に対する国際的な取組を促進するとともに、途上国支援プロジェクトを実施	拡充強化
ロシアを始めとする京都議定書未締結国への働きかけ	内容の見直し
気候変動に関する日米ハイレベル協議を始めとする、気候変動問題に関する日米協議の推進	今のまま継続
「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合の開催を通じた各国との対話の促進	今のまま継続

【概算要求、機構・定員要求への反映】

	概算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

(1) 違法伐採問題、森林問題への対応を強化するため、地球環境課に定員増を要求。

(2) 京都議定書以降の将来枠組交渉、京都メカニズムへの対応を強化するため、気候変動室に定員増を要求。

第三者の意見

神戸大学大学院 国際協力研究科 柴田 明德 教授

地球環境課及び気候変動室（当課）が担当する多国間条約、国際機関、国際フォーラム及び国際文書の量的な多さ、質的な多様さ、そして政治的重要性を鑑みるに、また、それに対する投入資源が極めて限られている現状を考慮すると、よりメリハリの効いた政策目標及びその実施方法を確立する必要があると思われる。環境条約・機関に外務省が関わる意義と戦略が不明確なままでは、複数の条約・機関を抱える担当官が、増大する日々の事務処理に埋没してしまう恐れがある。

まず、既存の環境条約・機関に外務省が関わる意義と戦略を今一度確認し、課内で共有する必要があるだろう。これは、当課が扱う業務の実体部分の多くにおいて、環境省、経産省、農水省、水産庁などに専門知識があることから、重要である。例えば、国内の湿地保全を主たる目的とするラムサール条約と、領域主権の争いを内在する南極条約とでは、外務省としての関わり方や政策も自ずと異なるであろう。他方、条約義務の内容に影響を与え、我が国の条約履行が問題とされる「遵守制度compliance mechanism」の設立や運営などは、いずれの条約についても、統一的な戦略の下で、一貫した政策を実施していく必要があり、且つ、他の関係省庁では対応が難しい分野であろう。

次に、新たな環境条約、環境関連機関ないし制度の設立交渉は、外務省にとって常に重要な任務であるが、ここでも、関係省庁との緊密な関係を維持しつつ、外務省が得意とする事項、分野を明確にし、より焦点化、専門化された形で交渉に臨むことが必要であろう。諸外国の例を見ると、外務省からは法組織と財政の専門家を代表団に送り込むことが多いようである。条約による縦割りから、事項別の横での専門性が必要となろう。持続可能な開発に関わる新たな分野での取組は、外務省としての目標（「出口」）を明確にしておく必要があるだろう。

評価総括組織のコメント

- 地球環境問題への国際的取組においては、京都議定書の発効に向けた取組を始め国際的な枠組みの策定及び実施、課題への対応等において具体的な成果があり進展が図られた。
- 評価においては、政策目的達成に照らしての切り口から成果を明らかにしており、分析も概ね妥当である。第三者にコメントを求めており、課題が明確になっている。参考資料は充実している。
- 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性も概ね妥当であるが、外務省としての役割・目標への更なる重点化が必要である。
- 17年度の重点外交政策に含まれる。
- 18年度の重点外交政策である。

事務事業の評価

事務事業名	国際機関を通じた支援や環境条約の策定、締結、実施を通じた地球環境問題への取組みへの参画及び貢献。	
施策の内容及び必要性	<p>【内容】 国際機関を通じた支援や環境条約の策定、締結、実施を通じ、地球環境問題への取組みへの参画及び貢献を行う。</p> <p>【必要性】 地球環境問題に効果的に対処するためには、多数国間環境条約などの国際的枠組みの策定や実施、地球環境問題を取り扱う国際機関による活動を通じて国際的取組みを推進することが不可欠である。また、このような国際的取組みに対しては、我が国としてもてる知見を活用し、途上国支援等を行い、積極的に貢献していくことが求められる。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>92年の地球環境サミット（於リオ・デ・ジャネイロ）以降急速に整備されつつある多国間環境条約の締結、実施をさらに促進するとともに、国際機関を通じた支援を行った。具体例を挙げれば、次の通り。</p> <p>（1）ロッテルダム条約（国際貿易の対象となる有害化学物質等の事前同意手続に関する条約）の締結、発効、第1回締約国会議の開催・参加によって、有害な化学物質の規制に関する取組みが正式に機能を開始することになった。</p> <p>（2）南極条約環境議定書責任附属書に関する交渉が加速し、早ければ2005年の南極条約協議国会議において交渉が妥結し、南極の環境損害に関するルールが明確化される可能性が出てきた。</p> <p>（3）我が国の財政支援の下、国連環境計画（UNEP）の地球環境技術センター（IETC、大阪及び滋賀）の実施するイラク南部湿原環境管理支援事業を実施し、環境が悪化したイラク南部湿原の環境管理を担当するイラク政府関係者、技術者等に対する研修事業等を行い、関係者の能力構築に大きく貢献した。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：今後とも、多数国間環境条約等の各種国際的枠組み、国際機関による活動を通じて、優先度の高い取組みを中心に、地球環境問題への取組みを継続していく。）</p>
	理由	<p>本件施策における各種の取組みは、いずれも成果を上げている。地球環境問題に効果的に対処するためには、このような取組みが不可欠である。</p>

事務事業の評価

事務事業名	水、違法伐採、防災、環境教育等、持続可能な開発に係わる新しい課題に対する我が国の考え方の世界への発信と定着のための取り組み	
施策の内容及び必要性	<p>【内容】 水、違法伐採、防災、環境教育等、持続可能な開発に係わる新しい課題に対し、我が国の考え方を世界へ発信するとともに、定着のための取り組みを行う。</p> <p>【必要性】 既存の条約、国際機関による取り組みが図られていない、水、違法伐採、環境教育等の持続可能な開発に係わる新たな課題に対しては、その議論の場を設けるとともに、我が国の考え方を世界に発信し、推進していくことが必要である。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論を喚起するとともに、我が国の考え方の世界への発信と定着のため、関係省庁と協力しつつ、各種の取組みを行った。具体例を挙げれば、次の通り。</p> <p>(1) 水問題に関しては、アナン事務総長と小泉総理のイニシアティブで発足した国連水と衛生諮問委員会に、我が国から議長（橋本元総理）を輩出するとともに、第二回会合を我が国にて開催し、水災害への取組みの重要性を世界に訴えた。2003年に我が国で開催された、第3回世界水フォーラム・閣僚会合により築かれた同分野における我が国の主導的役割は、さらに強められた。</p> <p>(2) 違法伐採に関しては、我が国とインドネシアのイニシアティブで発足したアジア森林パートナーシップ（AFP）の実施促進会合を日本で開催し、木材の合法性を検証・確認するためのガイドラインの作成、信頼できる合法性確認システムの構築等で取組みを進捗させた。</p> <p>(3) 小泉総理の提案に基づく国連持続可能な開発のための教育の10年（DESD）に関しては、同取組みを推進するための国連総会決議案が我が国提案で可決され、国際社会の関心が高まると共に、アジア協力対話（ACD）のプロジェクトとして我が国において環境教育推進対話を開催し、アジア各国の官民の取組みの加速化に貢献した。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：引き続き国際社会による議論をさらに活性化し、優先課題を中心に、議論と取組みの進展に努める。）</p>
	理由	<p>新しい課題への取組みは、我が国を含む主要国の働きかけにより議論が活性化する分野であり、将来手遅れにならないためにも、取組みの強化が必要なため。</p>

事務事業の評価

事務事業名	国連防災世界会議の我が国における開催	
施策の内容及び必要性	<p>【内容】 国連防災世界会議を我が国において開催する。</p> <p>【必要性】 国際防災協力をさらに進めるとの観点から、94年に策定された横浜戦略を見直し、国際防災協力を活性化させるとともに、阪神淡路大震災を通じて得た我が国の知見を世界に発信する。</p>	
具体的成果（有効性）	<p>2005年1月18日より22日まで、兵庫県神戸市にて国連防災世界会議が開催されたが、このことにより、94年に策定された横浜戦略が見直され、国際防災協力を活性化させられると共に、阪神淡路大震災を通じて得た我が国の知見（コミュニティ防災の重要性等）を世界に発信することができた。具体的には、今後10年の国際防災活動の優先行動事項をまとめた「兵庫行動枠組」等の文書が発出されるとともに、会議直前に発生したインド洋津波災害への対応などを踏まえ、防災が重要であるとの国際的な認識を高めるとともに、我が国のもつ、津波対策を含む防災分野での知見を広く世界に知らしめることができた。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>（具体的対応方針：国連防災世界会議は1回限りの会議であり、会議自体は終了するが、会議により防災が重要であるとの国際的な認識が高まり、また、防災分野は、我が国が各国に経験・知見を供与できる得意分野であることから、有効性の観点からも、今後とも国際防災協力を継続していくことが重要と認識している。）</p>
	理由	上記の通り。

事務事業の評価

事務事業名	I T T O (国際熱帯木材機関)を通じた持続可能な森林経営、違法伐採問題等に対する国際的な取り組みを促進するとともに、途上国支援プロジェクトを実施。	
施策の内容及び必要性	<p>【内容】</p> <p>I T T Oを通じ、持続可能な森林経営、違法伐採問題等に対する国際的な取り組みを促進するとともに様々な途上国支援プロジェクト(木材生産国におけるガバナンス向上のための教育・啓蒙・貧困対策のためのキャパシティー・ビルディング、合法性基準の構築等の総合的取組み等)を実施。</p> <p>【必要性】</p> <p>I T T Oは、1986年に設立された我が国(横浜)に本部を有する国際機関であり、熱帯林保有国の環境保全と熱帯木材貿易の促進を両立させることによって、熱帯林を貴重な資源とする開発途上の経済的発展に寄与することを目的としている。熱帯木材を多く消費し、かつ地球環境問題への取組みを重視している我が国としては、持続可能な森林経営を阻害する要因として近年特に大きな問題となってきた違法伐採問題に対する取組みを行いつつ機関としても、同機関の活動を重視しており、積極的に支援している。</p>	
具体的成果	I T T O (国際熱帯木材機関)の行う各種途上国支援プロジェクトに財政面、内容面で支援を行った。具体的には、持続可能な森林経営を実現していくための植林・造林、基準・指標の開発や人材育成等に関するプロジェクトに積極的に拠出を行うとともに、違法伐採問題等に対する国際的な取り組みの一つとして、熱帯木材製品の国際貿易に関する輸出入データの調査・分析を通じた違法木材取引の実態把握を促した。	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：我が国の問題意識の浸透等により、違法伐採に対する国際的関心が高まる中、行動規範的なルールの検討、木材生産国関係者の能力構築等の具体的な取組みを進めるにあたり、我が国に本部を有するITTOの活用が極めて有意義であるので、ITTOを通じた対策をさらに拡充する必要がある。)</p>
	理由	上記の通り。

事務事業の評価

事務事業名	ロシアを始めとする京都議定書未締結国への締結働きかけ	
施策の内容及び必要性	<p>【内容】</p> <p>施策名の通り。</p> <p>【必要性】</p> <p>京都議定書の発効要件は55ヶ国以上の締結、かつ、締結した条約附属書 国の1990年における二酸化炭素の排出量の合計が、条約附属書 国全体の1990年における二酸化炭素の総排出量の55%以上を占めることである。かかる要件を満たすためにはロシアに対する議定書締結の働きかけを行うことが必要である。また、世界最大の温室効果ガス排出国である米国や議定書未締結国に対し議定書締結を働きかけることが、地球温暖化に対する国際的な取組の実効性を確保するために必要である。</p>	
具体的成果	ロシアに対する働きかけの結果、ロシアは2004年11月に京都議定書を締結し議定書は2005年2月に発効した。(但し、米国及び豪州は未だ未締結である。)	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止</p> <p>(具体的対応方針：ロシアに対する働きかけを除き、未締結国への議定書締結働きかけを継続。)</p>
	理由	気候変動対策の実効性を確保するためには、議定書を離脱した米や温室効果ガス削減義務が課されていない途上国など、全ての国が参加する共通のルールを構築することが重要であるため。

事務事業の評価

事務事業名	気候変動に関する日米ハイレベル協議を始めとする気候変動問題に関する日米協議の推進	
施策の内容及び必要性	<p>【内容】 施策名の通り。</p> <p>【必要性】 地球温暖化に対する国際的な取組の実効性を確保するためには、世界最大の温室効果ガス排出国である米を温暖化対策に取り込むことが必要である。米は現在京都議定書を離脱して独自の施策を講じているがわが国としてはかかる米の取組につき情報を収集するとともに意見交換・情報交換を継続していく必要がある。</p>	
具体的成果	<p>2004年6月、2005年4月に日米事務レベル協議を開催した。</p> <p>事務レベル協議では、2003年8月の第3回日米ハイレベル協議において合意された11の共同プロジェクトについて、実施状況のレビューを行うとともに、日米双方から野新規プロジェクトの提案について検討を行った。</p> <p>結果として、既存のプロジェクトについては、おおむね順調に協力が進んでおり、今後ともプロジェクトを継続することが合意された。また、新規プロジェクトについては、日本側が提案した2課題『衛星による温室効果ガス観測に関する共同推進』『農業活動による土地利用が温室効果ガスの発生と吸収に及ぼす影響』をハイレベル協議に新規プロジェクトとして提案することで合意した。米側が提案した2課題『GAP分析に関する協力』『太平洋生物多様性情報フォーラムに関する協力』については、共同プロジェクトの形成に向けて、研究者間で検討を進めていくこととした。</p> <p>(参考1) GAP分析 GIS (Geographic Information System : 地理情報システム) を用いて、野生動植物の生態系に関する地図データを、自然保護区や土地管理を実施している地域等に関する地図を重ね合わせることによって、生態系の変化を分析する等の手法。</p> <p>(参考2) GIS 地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ (空間データ) を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 (具体的対応方針 : 日米事務レベル協議を今後も定期的に継続。)</p>
	理由	日米事務レベル協議を通じて専門的な意見交換を継続することで、気候変動分野における米との協力関係を深めることができるため。

事務事業の評価

事務事業名	「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合の開催を通じた各国との対話の促進	
施策の内容及び必要性	<p>【内容】 外務省主催で日本とブラジル共同議長で、主要先進・開発途上国約20ヶ国が集まり、気候変動に関する共通ルールの構築に向けた今後の地球温暖化対策の強化について率直な意見交換を行う。</p> <p>【必要性】 地球温暖化対策の実効性を確保するため、現在京都議定書に参加していない米国の参加や2010年頃には先進国全体を上回るとされている途上国全体からの排出量を抑制・削減する国際ルールの作成に向け、リーダーシップをとっていくことが極めて重要である。かかる観点から、米国や開発途上国を含む国際的なルールのあり方や具体的な排出削減方策等について、主要な先進国、途上国等の政府関係者、専門家、有識者等を集めて非公式協議等を行うことは極めて有意義であり、気候変動に対する国際的な取組みの促進、さらには、我が国国内における更なる温暖化対策の推進にとって極めて有効である。</p>	
具体的成果	<p>2004年9月に開催した気候変動に関する非公式会合には、世界の温室効果ガス排出量の80%近くを占める主要先進・開発途上国 (18カ国及びEC) が参加し、一部の主要開発途上国がより実質的な取組に向けた姿勢を表明するなどの成果を上げ、参加各国・機関から高い評価を得た。</p>	
総合的評価	結果	<p>拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 (具体的対応方針 : 「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合を継続して開催する。)</p>
	理由	会合を継続することで、国際的ルール作りに向けてリーダーシップを発揮し、本年2月の京都議定書の発効に伴い、次期約束交渉に向けてのモメンタムが大きく高まる中、自らがイニシアティブを取り交渉の基盤を形成していくことで、交渉を有利に進めていくことができるため。

【参考資料】

「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の
手続に関するロッテルダム条約」の受諾書の寄託について (<http://www.mofa.go.jp/>)

「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の
手続に関するロッテルダム条約」(PIC条約) 附属書 への化学物質の追加について
(<http://www.meti.go.jp/>)

第27回南極条約協議国会議の概要 (<http://www.mofa.go.jp/>)

イラク湿原管理に関する UNEP 円卓会議について (概要と評価) (<http://www.mofa.go.jp/>)

イラク南部湿原環境管理支援プロジェクト (<http://marshlands-jp.unep.or.jp/>)

違法伐採問題 (現状・最近の動き等) (<http://www.mofa.go.jp/>)

「アジア森林パートナーシップ(AFP)第4回実施促進会合」(概要と評価) (<http://www.mofa.go.jp/>)

「特集 持続可能な世界のために」(外交フォーラム 2005年6月号)

国連持続可能な開発のための教育の10年 (United Nations Decade of Education for Sustainable
Development:UNDESD) (<http://www.mofa.go.jp/>)

アジア協力対話 (Asia Cooperation Dialogue) 「環境教育」推進対話 (概要と評価)
(<http://www.mofa.go.jp/>)

ACD「環境教育」推進対話～「国連持続可能な開発のための教育の10年」に向けて～議長総括 (仮訳)
(<http://www.mofa.go.jp/>)

ASEAN 主催緊急首脳会議 (概要と評価) (<http://www.mofa.go.jp/>)

国連防災世界会議の開催について (World Conference on Disaster Reduction)
(<http://www.mofa.go.jp/>)

「緊急企画 スマトラ沖大地震・津波被害の教訓」(外交フォーラム 2005年4月号)

ITTO (国際熱帯木材機関) 第37回理事会 (概要と評価) (<http://www.mofa.go.jp/>)

「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合 (<http://www.mofa.go.jp/>)

「プーチン・ロシア大統領による京都議定書批准法案の署名について」 (<http://www.mofa.go.jp/>)

気候変動に関する日米事務レベル協議の開催結果について (<http://www.mofa.go.jp/>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

それでも見つからない場合は、Google(<http://www.google.ne.jp>)のフリーワード検索にて、資料名・日付を入力し検索をしてください。

11-6 国際機関における邦人の参画の促進と邦人職員数の増加

政策所管局課（室） 政策課
 評価年月日 平成17年4月

政策の目的	国際機関における人的貢献の推進						
政策の背景・概要と必要性	(1) 近年、グローバル化を背景として、国際社会の平和と安全の維持に加え、国際的な協力を通じて解決に取り組むべき課題が急増しており、国際機関の果たす役割国際機関で勤務する職員の任務と責任も重要なものとなってきている中で、我が国が国連等国際機関への人的貢献を推進することは、我が国の国際社会への貢献という観点で非常に重要な課題である。 (2) しかしながら、国連等国際機関に勤務する日本人職員数は、我が国のこれら国際機関に対する財政的貢献の規模と比較して著しく少ない状況にある。 (3) 「国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関し、あつせん、連絡その他必要な措置をとること」(外務省組織令第28条第6号)を所掌事務とする外務省としては、右現状の改善が急務であることを踏まえ、平成15年度より今後5年間で国際機関における邦人職員数の10%増員を外務省の重点外交施策における目標の一つとしているところである。 (4) また、国際機関における邦人の参画の促進という観点からは、邦人職員の量的(数)増加のみならず、併せて、質的(意志決定のラインに当たるポストの確保)向上を目指すことも重要である。 (5) なお、国際機関の活動分野は多岐に亘るとともに、国際機関勤務を希望する邦人は国内外に存在することから、外務省が主導して関係機関等と密接に連携していく必要がある。						
目的達成のための考え方	(1) 邦人職員の量的増加の観点からは、国際機関職員として勤務することに興味・関心を有する人材の組織的な育成が必要であり、併せて、質的向上の観点からは中堅以上の国際機関職員となる人材の発掘が必要となる。このような人材については、大学、民間、各種機関等国内外を問わず広く求める必要があることから、これら機関等との協力の下で、人材の育成及び発掘を行う。 (2) 国際機関勤務に係る自発的な意思形成を促進する観点から、国際機関職員に関する広報及び情報提供を強化し、国内外において国際機関職員を志望する邦人数の増加を図る。 (3) 特に、中堅以上の国際機関職員となる人材の発掘については、邦人職員の採用を目的とした採用ミッションの受入や、国際機関の長・幹部及び人事担当者の訪日の機会等を活用した働きかけのほか、適格者の国際機関への推薦及びフォローアップ、現職邦人職員の昇格・機関間の異動の支援などを行うことが適当である。						
外部要因	国連等国際機関での採用については、これら機関での空きポストの出現状況のほか、当該空きポストに求められる資質・能力に合致する邦人候補者の存在の有無や、他国の候補者との競合といった点によっても、その効果が左右される面がある。						
投入資源	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">予算</td> <td style="text-align: center;">平成15年度 18.7</td> <td style="text-align: center;">平成16年度 18.7</td> </tr> </table> (注) 本省分予算 単位: 百万円 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">人的投入資源 (定員ベース)</td> <td style="text-align: center;">平成15年度 4.5</td> <td style="text-align: center;">平成16年度 4.5</td> </tr> </table> (注) 本省分職員数 単位: 人	予算	平成15年度 18.7	平成16年度 18.7	人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度 4.5	平成16年度 4.5
予算	平成15年度 18.7	平成16年度 18.7					
人的投入資源 (定員ベース)	平成15年度 4.5	平成16年度 4.5					
政策の評価 【政策の目的達成状況】	【目的達成に照しての評価の切り口】 ・「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供の状況 ・国際機関における邦人職員数 (1) 平成14年度から運用を開始している国際社会協力人材バンクシステムを通じた電子媒体による効率的な情報提供等 ・ 外務省国際機関人事センターHPへの1月当たりのHPアクセス件数(年平均。単位: 件) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">平成14年</td> <td style="text-align: center;">平成15年</td> <td style="text-align: center;">平成16年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9,289</td> <td style="text-align: center;">31,344</td> <td style="text-align: center;">41,066</td> </tr> </table> ・ 空席情報メール配信サービスの実施(約300の空席ポストの情報を月2回、電子メール	平成14年	平成15年	平成16年	9,289	31,344	41,066
平成14年	平成15年	平成16年					
9,289	31,344	41,066					

で送付)における配信件数(月平均。単位:件)

平成 16 年							
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
9,509	9,763	10,074	10,399	10,518	10,721	10,949	11,137

平成 16 年			平成 17 年			
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
11,197	11,260	11,418	11,668	11,522	11,725	11,919

- ・ ロスター登録(国際機関への就職希望者の経歴等をあらかじめ登録し、個々に合った空席ポストが公募された際に応募を勧めるシステム)における登録件数(単位:件)

平成 16 年								平成 17 年	
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
248	321	407	600	648	693	717	731	739	748

平成 17 年	
3月	4月
757	766

- (2) 国際機関における邦人職員数(国連システムにおける専門職以上。各年1月1日現在。単位:人)

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
計	521	557	610	642
うち幹部職員	59	51	59	60

上記(1)(2)いずれをみても、着実な増加傾向にある。

特に国際機関における邦人職員数については、大幅に増加している。邦人職員には、国際連合児童基金(UNICEF)事務次長等幹部職員が含まれるが、比較的下位のポストの者についても、当該機関等で経験を重ねることにより、上位ポスト進出への機会増大も考えられることから、長期的には、国際機関への人的貢献の推進という政策目的の達成につながるものと考えられる。

**【目的と手段の関
係の適切性】**

国際機関における邦人の参画の促進と邦人職員数の増加の達成に当たっては、幅広い人々に国連等国際機関で勤務することに関心を持っていただくことが重要であり、その意味で、大学、民間、各種機関等と連携しつつ、国際機関職員となる人材の育成・発掘を行うことや、国際機関職員に関する広報及び情報提供を強化することは、長期的にみて、国際機関職員の増加という点で有効な役割を果たすものであって、目的達成には必要不可欠なものであると言える。

併せて、国連等国際機関で勤務することを希望する者への必要な機会・経験の付与や、その採用に向けての国際機関等への働きかけについても、中長期的に、国際機関職員の増加、ひいては国際機関における人的貢献の推進につながるという点で有効な役割を果たすものであり、必要不可欠なものである。

分 析 国際機関への人的貢献の推進という中長期的な政策目標の達成に向けては、現在講じている手段を着実に継続していくことが効果的である。

【今後の課題】

国際機関における人的貢献の推進とは、一時的な人数の増加で完結するものではなく、長期的視点での判断が求められる政策目的であることに鑑み、引き続き、国際機関職員となる人材の組織的な育成及び中堅以上の国際機関職員となる人材の発掘、国際機関職員に関する広報及び情報提供の

	強化、国際機関への必要な働きかけを行っていく必要がある。		
【政策への反映】 (予算、機構・定員 要求への反映)	【一般的な方針】 国際機関における人的貢献の推進が、ごく短期間では成果が上がりにくい事項であることに留意しつつ、国際機関職員に係る地道な人材育成、発掘、広報等の施策を継続する。		
	【事務事業の扱い】 大学、民間、各種機関等との協力の下で国際機関職員となる人材の組織的な育成及び中堅以上の国際機関職員となる人材の発掘 今のまま継続 国際機関職員に関する広報および情報提供の強化を通じ、国内外において国際機関職員を志望する邦人数の増加を図る 今のまま継続 国際機関への働きかけ 今のまま継続		
	【概算要求、機構・定員要求への反映】		
	概算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

第三者の意見	<p>国連改革に関する有識者懇談会最終報告書（平成16年6月）</p> <p>(1) 国際社会に積極的に貢献していく意思のある日本人が適正規模で国連の活動に参画することは国連を通じて国際社会が取り組もうとする問題の解決に貴重な示唆を与えることができるはずである。また、同時に、このような問題に取り組む国際機関への人的貢献を高めること、とくに日本人が国際機関の長を含む幹部として活躍することは、より多くの日本人が国連や当該問題への理解や関心を深め貢献の可能性を広げていく上でも有益である。</p> <p>(2) 国連関係機関における日本人職員数は、日本政府、国際機関双方の努力と、とくに若手を中心とする人材の裾野の広がりが噛み合ってきたことにより、2000年以降順調に増加しているが、依然として日本の財政的貢献の大きさに比べて著しく少なく、さらに幹部ポストに就いている日本人職員は一段と少ない。日本においては、英語を始めとする国連公用語を使って専門分野を勉強するという土壌がなく、また、文系の修士号や博士号が就職時に必ずしも重視されない風土を持つため、国連関係機関職員採用時に即戦力として評価される人材が少ないのは事実である。</p> <p>廣瀬克哉 法政大学法学部教授（外務省政策評価アドバイザー・グループメンバー）</p> <p>外務省の政策としては、事業型の評価に適する分野と思われるが、その観点では少し掘り下げ方に物足りなさを感じる。短期（すでに国際機関職員としての即戦力たり得る邦人人材の国際機関職員への就業拡大）中期（大学生、大学院生等の針路選択における国際機関職員の拡大）、長期（高校生以下の若者へのアプローチや、有力機関の幹部職員などのポストにおける邦人職員の増加と、その国内でのプレゼンス拡大による国民的関心の向上など、長期的に効果が期待できる施策）などの取り組みが戦略的にくみ上げられているのかどうか。たとえば、民間企業の高度専門的な人材の獲得策との比較や、それについてどの程度の調査・分析を行って施策に生かしているのか等について検討が必要なのではないか。</p>
---------------	---

評価総括組織のコメント	<ul style="list-style-type: none"> 人材バンクシステムの整備等による効率的な情報提供により国際社会における邦人職員の増加に向けた着実な進展がみられる。 評価においては、データを活用してわかりやすく説明がなされ、邦人職員数の増加に関する分析も概ね妥当であるが、人的貢献の範囲がこれに限定されるのか検討する必要がある。 今後の課題及び評価を踏まえた政策の方向性は概ね妥当である。 第三者による評価の質の改善につながるコメントが記載されている。 <p>【国際機関における邦人職員増強事業は17年度予算の「モデル事業」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 17年度の重点外交政策である。 18年度の重点外交政策である。
--------------------	--

事務事業の評価

事務事業名	大学、民間、各種機関等との協力の下で国際機関職員となる人材の組織的な育成及び中堅以上の国際機関職員となる人材の発掘	
施策の内容及び必要性	平成16年度は、従来より引き続きA E等派遣制度(国際機関志望者を原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を積むことにより正規職員の道を開くことを目的とする制度)を実施した。A E等派遣後に国際機関に採用された者による、その後の職務経験を踏まえたキャリアアップが見込める点において、この施策は、長期的な国際機関における人的貢献の推進という目的に積極的な影響を与えるものである。	
具体的成果(有効性)	毎年度A E等派遣制度により、40~50人程度を新たに国際機関に派遣しているが、派遣終了後の国際機関への採用状況については、約6割程度と高くなっており、今後も同程度の成果が期待できる。	
総合的評価	結果	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 (具体的対応方針: 現行の施策を着実に実施していく。)
	理由	国際機関における人的貢献の推進とは、一時的な人数の増加で完結するものではなく、長期的視点での判断が求められる政策目的であることに鑑み、引き続き、国際機関職員となる人材の組織的な育成及び中堅以上の国際機関職員となる人材の発掘の有効な手段として、A E等派遣制度を着実に実施していく必要がある。

事務事業の評価

事務事業名	国際機関職員に関する広報及び情報提供の強化を通じ、国内外において国際機関職員を志望する邦人数の増加を図る。	
施策の内容及び必要性	平成16年度は、従来より引き続き、国際機関人事センターHPにおける各種情報提供のほか海外を含む各地での国際機関就職説明会等を開催した。この施策は従来より国際機関勤務を志望する者のほか、今後社会へ出ようとする者に対して、就職先の一つとして国際機関を認識してもらうという意味で、将来的に国際機関志望者数の増加に繋がり、ひいては、国際機関における人的貢献の推進という目的に有効な効果を与えるものである。	
具体的成果(有効性)	国際機関人事センターHPへのアクセス件数の増大、当センターからの空席情報メール配信サービスの対象者数の増加、ロスター登録者数の増加、大学等での国際機関就職説明会の着実な実施で示されているように、国際機関職員を志望する者の増加を図るという点で、着実な効果があったと言える。	
総合的評価	結果	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 (具体的対応方針: 現行の施策を着実に実施していく。)
	理由	国際機関における人的貢献の推進とは、一時的な人数の増加で完結するものではなく、長期的視点での判断が求められる政策目的であることに鑑み、引き続き、国際機関勤務を志望する邦人数の増加を図っていく必要がある。

事務事業の評価

事務事業名	国際機関への働きかけ	
施策の内容及び必要性	平成16年度は、従来より引き続き、国際機関側に、邦人を対象とした採用ミッションの訪日を働きかけたほか、適宜国際機関の空席ポストに応募した邦人の採用につながるよう、各日本政府代表部等を通して国際機関に対して働きかけを行った。この施策については、採用する国際機関側に、邦人の採用を意識させるという点で、国際機関における人的貢献の推進という目的に有効に作用するものである。	
具体的成果(有効性)	採用ミッションについては2件(国連開発計画(UNDP)及び国連事務局)実現したほか、国際機関の長・幹部及び人事担当者の訪日の機会等を活用しての働きかけは継続しており、また、毎年50件以上の個别人事の支援活動を行うなどして、採用主体たる国際機関側に邦人の採用を意識させるという点で効果があったと言える。	
総合的評価	結果	拡充強化 今のまま継続 内容の見直し 縮小 中止・廃止 (具体的対応方針: 現行の施策を着実に実施していく。)
	理由	国際機関における人的貢献の推進とは、一時的な人数の増加で完結するものではなく、長期的視点での判断が求められる政策目的であることに鑑み、引き続き、国際機関に対する働きかけを行っていく必要がある。

【参考資料】

「国連改革に関する有識者懇談会最終報告書」(平成16年6月)